九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

戦前期における附添人論(2):「少年保護」におけ る公正さと社会性

武内, 謙治 九州大学大学院法学研究院: 准教授

https://doi.org/10.15017/21832

出版情報:法政研究. 78 (4), pp. 178-216, 2012-03-09. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

戦前期における附添人論 (2) ----「少年保護」における公正さと社会性----

武内謙治

- I はじめに
 - 1 問題状況
 - 2 附添人をめぐる議論の時代区分
 - 3 検討の対象と方法
- II 旧少年法制定過程における附添人論
 - 1 「辯護人」規定と「輔佐人」規定
 - 2 「附添人」規定をめぐる議論
 - 3 帝国議会における「附添人」規定をめぐる議論
 - 4 小括

(以上78巻2号)

- III 旧少年法下の附添人論
 - 1 附添人論の背景
 - 2 福祉にかかわる機構と運用

(以上本号)

- 3 少年保護手続・保護処分決定における公正さ
- 4 附添人の役割論
- IV 考察
- V むすびにかえて

Ⅲ 旧少年法下の附添人論

1 附添人論の背景

旧少年法は、「少年審判所審判ヲ開始スル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ノ為附添人ヲ附スルコトヲ得」(42条1項)、「本人、保護者又ハ保護団体ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ附添人ヲ選任スルコトヲ得」(同条2項)、「附添人ハ弁護士、保護事業ニ従事スル者又ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケタル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ」(同条3項)という規定を置き、少年審判所の裁量により附添人が選任される国選附添人制度を設けた。しかし、少年保護事業従事者や弁護士が、当事者として、旧少年下における附添人活動の実情を直接伝える資料は今日なお自由にできる状況にない。

また、旧少年法下において各少年審判所が作成した統計類においても附添人制度の運用は把握されていない。旧少年法下ではほとんど弁護士附添人の関与がなかったという、少年審判官実務経験者による戦後時点の回顧もある。これらのことは少年司法制度を運営する側においても附添人制度への関心が希薄であったことを示唆している。弁護士と少年司法との関係という点でいえば、嘱託少年保護司としてのかかわりで言及がある程度である。すなわち、『司法保護事業年鑑 昭和十三年 昭和十四年』は、「現在囑託少年保護司の職業調」において、1938 (昭13) 年末現在、東京で2名、名古屋で3名、福岡で3名、計8名の、1939 (昭14) 年末現在においては東京における1名の増加により計9名の「辯護士、計理士」が嘱託少年保護司として少年司法運営に関与していたことを伝えている(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:280-282)。戦中期にあたる1943 (昭18) 年6月の少年審判所長・矯正院長会同の場では在野法曹の少年司法へのかかわりを拡大すべきことが話題にのぼっているが、これも同様に嘱託保護司としての活動に枠づけられたものであった(少

(40) 中川衛は、旧少年法下の不服申立て方法として形式上訴願がありえたものの実際のケースとしてはなかったという話題に関連して、「第一、弁護士さんがこなかった」と述べている(中川ほか1971:17)。

⁽³⁹⁾ 著者が参照できたのは、東京少年審判所による『集計表(自大正十二年至大正十五年)』、『少年保護統計』(1937(昭12)年版及び1939(昭14)年版)、『少年統計』(昭和6年版から10年版)、『少年保護統計(自大正十二年至昭和七年)』、大阪少年審判所による『事業報告(大正十二年至大正十四年)』、『事業報告第三回(自大正十二年至大正十四年)』、『事業報告第三回(自大正十二年至昭和七年)』、『少年保護年報』(第8回(1936(昭11)年度版)、第9回(1947(昭12)年版)、第10回(1938(昭13)年度版)、第12回(1940(昭15)年度版)、名古屋少年審判所による『少年統計』(1934(昭9)年)、『少年保護統計』(1937(昭12)年版、1938(昭13)年版)である。

年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭18・6)1943:28)。

このように、旧少年法下において、附添人制度をめぐる議論が盛んであったわけではなく、その運用も積極的であったとはいえない。弁護士附添人についていえば、このことには担い手の数的な問題も関係していよう。弁護士登録者数は、旧少年法が制定された1922(大11)年において3914人、1926(昭元)年で5938人、1933(昭8)年で7075人にすぎなかった(司法沿革誌 1939:545-546;村上 1996:65-67)。しかしながら、こうした数的問題のみでは、附添人制度をめぐる議論自体が盛んであったとはいえない状況を説明することができない。

国選附添人制度が存在していたにもかかわらず、旧少年法下において、概して附添人制度に対する関心が薄かったことの原因はどこにあったのか。その一因を旧少年法の制度のつくりそのものに求める考えもありうる。

1922 (大11) 年 4 月15日に公布され (法律第42号)、翌年 1 月 1 日から施行された 旧少年法の構造的な特徴は、次の点にあった。すなわち、①司法大臣の監督に服する行政機関である少年審判所が少年事件の管轄をもち、②少年事件の管轄は、18歳未満の犯罪少年のみならず虞犯少年に対しても及んだ。また、③立法過程の途上で参与員制度の構想が捨てられる一方で、科学主義の標榜の下少年保護司の関与とそれによる調査の制度が認められた。しかし他方で、④検察官先議制度が採用され、検察官の判断が優先されており、⑤少年審判所の決定に対する不服申立て制度も存

⁽⁴¹⁾ この場では、仙台少年審判所の代表が、「在野法曹が少年保護事業の分野で活躍出來るやう、之を嘱託保護司にして擴大して行きたいが本省の御意向を賜りたい」との質問を行っている。これに対し、司法省保護局長であった森山武市郎は、「在野法曹は數年來嘱託保護司或は司法保護委員をお願ひしてゐるが、この際本省としては全面的に擴大するつもりであるから、人選に注意して出來るだけ多く申請して頂きたい」と回答している。

⁽⁴²⁾ この点について、谷田三郎は、満18歳は数え年では20歳となること、当時感化法や監獄法においても18歳を「少年時の限界」としていること、欧米諸国の少年法制においても満18歳が上限とされていることを挙げ、「我國の先例と歐米に於ける多數の立法例に從て十八歳説を採つた」と述べている(谷田・少年法[法]① 1920:33:谷田・少年法[監]① 1920:8)。もっとも、泉二新熊は、旧少年法の制定直後の時期に、少年法の適用年齢を18歳未満とすることに賛成しながら「此年齢を二十歳未満とするのも決して不都合は無いと信ずる」と述べている(泉二 1922:33-34)。こうした感覚は、後述するような、旧少年法下における少年法適用年齢の上限引上げに関する実務上の主張の伏線になっていたとも考えられる。

⁽⁴³⁾ 旧少年法下における虞犯規定の運用については、参照、小西 2009。

^{(44) 1921 (}大11) 年12月28日付の「東京外四地方裁判所檢事正宛」の「少年ニ對スル刑事事件取扱方ニ關スル件」(司法次官通牒保第9号)は「大正十二年一月一日ヨリ少年法及矯正院法實施セラレ候ニ付テハ不起訴處分ニ付シタル事件及公判ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタラル事件ニシテ刑罰法令ニ觸ル、行為ヲ爲ス虞アル少年ニ關スル記録ハ之ヲ所轄少年審判所ニ送致相成候樣致度此段及通牒候也」、「追テ警察官署ニ於テ郎決處分ヲ爲シタルモノハ共事件關係少年ノ使命住所年齡等遅滞ナク貴官ヲ經由シ少年審判所ニ通報方御取計相成度申添候」(司法保護法規類聚 1933:87)としている。また、1922 (大12)年1月15日付の少年審判所長苑の「少年ニ對スル不起訴處分若ハ公判無

在しなかった。

こうしたことから、特に④検察官先議制度の採用に焦点を当て、そもそも少年審 判所が扱う事件は比較的軽微であり、そのために附添人制度への関心が薄かったの ではないかという仮説も成り立ちうる。しかし、この仮説は、少なくとも全面的に は支持しえない。1939(昭14)年における保護処分の対象人員と刑事処分のそれを 刑法犯の罪種別にみた場合、前者においては窃盗(6514、保護処分対象の刑法犯総 数8724中74.7%)、横領(637、同7.3%)、傷害(449、同5.1%)、恐喝(333、同3.8%)、 詐欺(292、同3.3%)の順に多くなっており、後者では窃盗(7105(刑事処分対象 の刑法犯総数10850中65.5%)) 傷害(致死)(618、同5.7%)、横領(598、同5.5%) に続き、詐欺(535、同4.9%)、賭博(505、同4.7%)、失火(471、同4.3%)、過失 傷害(致死)(305、同2.8%)が多くなっている。刑事処分においては「科刑」と「起 訴猶豫及微罰處分 |の合計数を母数とした場合、窃盗の93.7%(6654)、横領の98.99% (592)、詐欺の96.8%(518)、傷害(致死)の87.5%(541)が「起訴猶豫及微罪處 **分**| で終わっているが、両者の罪種別の構成比にさほど大きな違いはない(司法保 護事業年鑑(昭13・14)1942:315-323)。殺人や強姦、強盗、放火といったいわゆ る結果重大犯罪も、刑事処分の対象にのみなっていたわけではなく、少年審判所に おける保護処分の対象ともされている。1937(昭12)年から1939(昭14)年までの 間刑事処分の対象となった殺人の数は順に30(うち「起訴猶豫及微罪處分」は13。 以下、丸詰括弧内同じ)、26(3)、23(5)であるのに対し、保護処分のそれは21、 14、9である。また、強姦のそれは、32(17)、44(13)、42(15)に対し32、33、 40、強盗では60(15)、78(22)、50(10)に対し、54、61、48、放火では56(27)、 51 (21)、63 (27) に対し40、28、24となっている(司法保護事業年鑑(昭13・14)

罪刑事々件記録ノ送付又ハ警察官署ノ爲シタル即決處分ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於ケル事件取扱方ニ關スル件」(保護課長通牒保第39号)は、これに対応して、「少年ニ對シ不起訴處分ヲ爲シタル事件若ハ公判ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲シタル事件ニシテ所轄檢事局ヨリ記録ノ送付又ハ所轄警察官署ヨリ即決處分ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ保護事件ヲ受理シ夫々關係帳簿ニ登載ノ上相當處理相成樣致度爲念此段及通牒候也」(司法保護事業法規類聚 1942:127)と述べている。通牒の上で少年審判所の対象とされたのは、検察官により不起訴処分がなされたものや無罪ではあるが刑罰法令に触れる行為をなすおそれがあると考えられるもの、そして即決処分によったものであったことが分かる。

⁽⁴⁵⁾ 刑事処分において「賭博及失火の多いことは保護處分と最も相違する點であるが、これは輕微なる賭博事件及過失犯の如きは、少年審判所送致と爲さざる檢事局の方針を反映してゐる」と説明されている(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:315)。

⁽⁴⁶⁾ この統計において、刑事処分中、警察官署における即決処分は除外されている(司法保護事業年鑑(昭13・14) 1942:315)。

1942:318-322)。いわゆる結果重大犯罪の圧倒的に多くが刑事裁判所で扱われ、少年審判所の対象は軽微非行に限定されていたというわけではない。

旧少年法下において附添人制度への関心が薄かった要因は、むしろ、少年法制の運営をも含めた「少年保護」の内実に関係しているというべきであろう。旧少年法下における「少年保護」思想の展開については、すでに守屋克彦が詳細に描いている(守屋 1977)。ここでは、その問題関心を継承しつつ、先行研究でも分析対象にされることが少なかった、実際に旧少年法の運用に携わった少年保護司や少年審判官が残している資料をもとにして、旧少年法の福祉的側面と自由権的権利保障の側面とに焦点を当てて、当時の「少年保護」思想の一端を探ることにしたい。その検討を通して、実際の法運用にあたる実務レベルにおいては、いくつかの先進的な考えや工夫があったものの、旧少年法の制度枠組みと運用には社会性や民主性の確保と自由権保障の双方において限界があり、そのことが附添人制度の理解や運用に反映していたことを確認することにする。こうした方法は迂遠なものではあるが、戦後における附添人制度やその役割論を意味づける際にも不可欠なものである。

予め議論の補助線を引いておけば、旧少年法施行から10年を経た1930年代半ばまでの時期、科学主義の考えを基にして処遇環境を整備拡充する必要性とともに、保護処分が事実上もつ不利益性は、少年司法の担い手たちによっても認識されていた。また、事実認定に関する関心が皆無だったわけでもない。その認識は、保護処分賦課や少年保護手続にあたって公正さの確保が必要であることの認識や、そのための実践的な工夫にもつなげられたといえる。しかし、それは少年の権利保障にではなく、主には少年審判官自身による公正さの担保方法の工夫の枠組みを出るものではなく、少年審判所の外の担い手に目を向けるまでのものではなかった。他方、少年法全国施行の推進力となった処遇環境整備の主張も、施設内処遇を軸に据えた保護処分の拡充が中心であった。戦後「刑罰に代えて不処分」にまで進む「少年保護」思想は、この時期「刑罰に代えて保護処分」の段階に歩を止めていた。担い手も国家的なものを軸としており、民間人の関与もこれに近しいものに限定されていた。そしてまた、こうした保護処分の事実上の不利益性の認識や処遇環境整備の主張も、戦時体制の整備が進むとともに少なくとも表に出てくることはなくなった。

2 福祉にかかわる機構と運用

(1) 少年審判所設置とその民主的契機

(a) 少年審判所の設置と全国施行

旧少年法制の中心的存在となったのは少年審判所である。しかし、旧少年法の施行当初、予算上の理由から、少年審判所が設置されたのは東京と大阪に限定され、その管轄も東京・神奈川と大阪・京都・兵庫の二府三県にとどめられた。その他の地域においては、死刑の禁止や刑の緩和、不定期刑、自由刑の執行、仮出獄など刑事処分の賦課やその執行に関する旧少年法の規定こそ適用されたものの、少年審判手続や保護処分に関する部分の適用はなかったことになる。愛知・三重・岐阜の三県を管轄する名古屋少年審判所が新設されたのは、それから12年を経た1934(昭9)年1月のことである。

その後、1936(昭11)年11月に千葉と埼玉が東京少年審判所の管轄に入り、1938(昭13)年1月には福岡・佐賀・長崎・熊本を管轄に含む福岡少年審判所が新設された。1941(昭16)年2月には広島・岡山・山口・鳥取・島根・愛媛を管轄する広島少年審判所が新設されるとともに、東京少年審判所の管轄が茨城・群馬・栃木・山梨・静岡まで、また大阪少年審判所のそれが奈良・滋賀・和歌山まで拡張された。翌1942(昭17)年1月には仙台少年審判所と札幌少年審判所が新設され、それぞれ宮城・福島・山形・岩手・秋田・青森と、北海道・樺太を管轄することで、控訴審所在地への少年審判所の設置が完了し、「全国施行」とされたのであった(森山 1942 a:7;森山 1942c:43-44;司法保護中央機構變遷史 1943)。この間、実に20年の歳月が費やされたことになる。

「少年法の保護處分の全國的普遍化をはかるといふこと、これは機構整備擴充の上から見て、戰時に於ては特に必要である」(森山 1940:39) との言に端的にみられるように、戦時体制の整備が、少年法「全国施行」の強力な推進力となったことは否定できない。しかし、この事実の上でもなお、微視的にみてみれば「全国施行」

⁽⁴⁷⁾ その後、1946(昭21)年6月には静岡(静岡・山梨)、長野(長野・新潟)、京都(京都・滋賀)、高松(香川・高知・徳島・愛媛)、金沢(石川・富山・福井)、松江(島根・鳥取)、熊本(熊本・宮崎・鹿児島)、秋田(秋田・山形・青森)に、また1947(昭22)年4月には前橋(栃木・群馬)、神戸(兵庫)、旭川(北海道のうち旭川・釧路地裁の管轄区域)に少年審判所が設置され、少年審判所の数は18庁となった(丸詰括弧内は管轄地)(安形 2005b:161 「初出:安形 1996:177])。

までの長い歳月の蓄積が実務にあったことが小さからぬ意味をもったことは確認さ れる必要がある。例えば、少年法の適用年齢を18歳から20歳へ引き上げるべきこと が、「全国施行」の時期と前後して、少年司法の実務運用に直接携わる者から主張さ れている。すなわち、1938 (昭13) 年10月開催の第7回少年審判所長・矯正院長会 同では「少年審判所ノ機構擴充ニ關スル件」の一つとして「少年ノ年齢ヲ二十歳マ デ引上グルコト | が協議されており(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同 (昭13) 1938: 7)、1940 (昭15) 年5月に開催された第9回少年審判所長・保護観 察所長・矯正院長会同では、司法大臣に対する答申中、「少年法の適用年齢を滿二十 歳迄擴張せられ度き事 |として、「勤勞少年にして犯罪に陥る者は十八歳以上の未成 年者に多く且之等の者が年少者の不良化を誘導する實情に在り、愛の法律たる少年 法の適用を成年に至る迄の期間に擴張し、少年保護の效果の万全を期する必要は切 なるものがあります | (少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭15)1940: 295-295: 近代的展開 1984:471)との文言が盛り込まれている。その翌年、1941(昭 16)年5月開催の第10回の同会同では、「少年法ノ適用限界年齢ヲ滿二十歳迄引上グ ル樣法律改正ノ要ナキヤーという問題が、1942(昭17)年4月の第12回少年審判所 長・矯正院長会同では「少年法ノ適用限界年齢ヲ滿二十歳迄引上グルコト」が協議 事項とされており、司法大臣に対する答申にも、各々、「「本法に於て少年と稱する は十八歳に滿たさる者を謂ふ | とあるを「二十歳 | に改むること | (少年審判所長・ 保護観察所長・矯正院長會同(昭17・7)1942:19、30、300)、「少年法第一條の年 齢を二十歳に改むること|(少年審判所長•矯正院長會同(昭17•4)1942:20、194) が含まれている。

確かに、「十八歳以上二十歳未滿の者にして保護を要するもの多き實情に在り十八歳未滿にては保護の目的を完遂するに缺くるところありと認む」(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭17・7)1942:300)という理由づけについても、当時すでに戦時体制下にあり、後述するように、少年司法が人的資源供給を中心とし

⁽⁴⁸⁾ 少年審判所と矯正院長の会同は、1925 (大14) 年から1936 (昭11) 年まで計 6 回開催された「協議会」を前身としており、1938 (昭13) 年から1944 (昭19) 年まで毎年開催された。1939 (昭14) 年から1941 (昭16) 年までは保護観察所長会同と合同で開催された。このうち第 1 回協議会から第 1 回協議会までの議論内容は、司法保護事業年鑑(昭15)1940:113-127で、それをも含めた第11 回会同までの矯正領域を中心とした議論内容は、近代的展開 1984:451-486で要約的に把握することができる。

てその下支えの役割を重要な政策的・実践的課題としつつあったこと、そしてその 文脈においても「少年保護」の必要性がむしろ高唱されていたことは看過できない。 しかし、その上でもなお、こうした少年司法に関係した実務家たちから少年法適用 年齢の上限引き上げが主張されたことの意味を過小評価することはできない。とい うのも、これらの主張は、少なくとも部分的には、実質的には検察官先議を改め、 少年審判所先議を実現すべきであるという主張とも通じていたからである。例えば、 第12回会同の場において仙台少年審判所長であった内村廉二は、少年法適用年齢の 引き上げと関連づける形で、次のような主張を行っている。「現在の少年法に於きま しては保護處分を要する事件を檢事の方から少年審判所の方に廻はして來ることに なつて居るのであります、之を逆に一つ改めて戴くやうにしたらどうかと思う、少 年に對する事件は少年審判所の方へ事件を送って貰つて、少年審判所の方で記録を 能く見て鑑別致しまして、是は刑事訴追するのが適當だ、保護處分で手に負へない と認められる者のみを檢事の方へ送致致しまして起訴處分に付して貰ふと云うやう に改めて戴いたら如何かと思ふのであります」(少年審判所長・矯正院長會同(昭17・ 4) 1942:66)。

少年審判所先議制度の採用は、限定的ではあったものの、旧少年法施行から10年が経過した段階において、「少年に對する刑事處分と審判處分の關係は、もう少し審判處分の方を優勢にするやうに」すべきことを主張する文脈の中で泉二新熊により主張されたものでもあった。この認識は、旧少年法施行後、実務経験の蓄積の上で、実際に少年司法運営に携わった審判官たちにも共有されていたといえ、実質的には少年審判所先議主義採用の主張とも結びつきながら、戦後制定される新たな少年法に至るひとつの水脈を形成していたといえる。巨視的にみて戦時体制の整備という

⁽⁴⁹⁾ 殊に1943 (昭18) 年1月に「勤労青少年輔導緊急対策要綱」が閣議決定され、短期錬成が矯正院や少年保護団体の処遇の新しい軸に据えられると、この傾向は強まったといえる。例えば、1943 (昭18) 年6月に開催された少年審判所長・矯正院長会同の場において、錬成保護の対象となる少年の年齢を戦時特別立法によってでも引き上げてもらいたい旨の要望が東京・大阪・名古屋の各少年審判所から出されている(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭18・6)1943:19-21)。 (50) 泉二の具体的な主張は、「例へば放火とか殺人、强盗といふやうな特別の場合は別としまして、

⁵⁰ 泉二の具体的な主張は、「例へば放火とか殺人、强盗といふやうな特別の場合は別としまして、 さうでなくして普通の刑事事件といふものは、先ず審判所を通つて來る。さうしてこれを通つた上 でなければ刑事處分はしないといふ風にする」というものであった(泉二 1934:16)。

⁽⁵¹⁾ 戦後制定された新しい少年法における適用年齢の引き上げが日本側のイニシアティブによっていたことはよく知られている(森田宗 1991:119 [初出:森田宗 1989:68])。1942 (昭17) 年3月の朝鮮少年令は保護処分の適用年齢を20歳未満としていたが(崔 2005:71)、菊池省三や内藤文質が示唆するように、その背後には日本の旧少年法下における実務上の要請があった(中川ほか1971 [内藤・菊池発言]:21)。こうした一連の流れが終戦後の現行少年法の年齢規定に至った

脈絡や背景を捨象し去ることは許されないにせよ、少年法適用年齢の上限引上げに関する議論を微視的にみてみれば、少年審判官たちをして少年保護手続の刑事訴訟手続への従属に満足せしめない程度にまで「少年保護」思想が進展していたと考えることも十分に可能である。「保護処分全国施行の次に来るもの」として少年審判官たちから語られた、国立の病院や治療教育に関する特殊施設・矯正院の拡充整備、少年保護団体の整理統合とその経営に対する国家的協力、嘱託保護司の増員という展望(中川 1942:32)、あるいは保護診断法の確立や職員の教育といった少年保護機構の「科学的整備」の必要性の指摘(内藤 1942:39)を考え併せれば、戦時体制の整備が進められる一方で、実務の積み重ねの中で戦後の新しい少年法につながる鉱脈もまた形作られていったとみることができる。

(b) 少年審判所の社会性

しかし、このような少年審判所を軸とする少年司法制度の拡充は、当初から社会的基盤の確保という点で困難を抱えていたといえる。少年法の制定作業が緒に就くのと前後して、少年非行対策の観点から少年法制を整備する必要性が在野法曹である弁護士をも含めた法曹関係者や社会事業家からも説かれていたことは事実である。しかし、その当時からすでに、「社會組織より歸収的に産出して居る米國の少年裁判所」に対し「我が國の少年裁判所」の特徴が「國家の公的制度より出發して居る」点にあること(芳川 1930:40)が指摘されており、「何んでも政府がお膳立てをして、民間の人々はそれに追隨して行く」こと(鈴木 1933:60)が問題視されていたのであった。

この点に関連して、名古屋少年審判所を設立をめぐっては、「寧ろ官民合同でその 必要を力説し、奔走し、その結果政府に於いても打捨てゝおけないということになっ

と考えられる。

⁽⁵²⁾ 例えば、直接立法作業に携わった豐島直通 (豐島 1914a; 豐島 1914b) のほか、大場茂馬 (大場 1915)、原胤昭(原 1914)、大濱隆(大濱 1912a; 大濱 1912b)、菱川憲正(菱川 1916a; 菱川 1916b) らが少年非行対策の脈絡から少年法制の整備の必要性を指摘している。在野法曹としては、先にみた福島一郎(福島 1918a;福島 1918b) と不破警清による指摘(不破 1923) がある。

⁽⁵³⁾ なお、戦後の回顧において、山岡萬之助も同様に、「アメリカという国は民間と役所との間に断層がない」のに対し「日本ではそこまで民主化されていないので役所と民間の間にはあらゆる断層がある」と指摘した上で、「日本では、民間の人々が先きにたつてやつて頂くのを官が適当に監督する形が一番望ましいのではないか」と述べている(山岡ほか 1957 [山岡発言]: 43)。

てつくることになつた |(鈴木 1933:60)として、例外的な評価を与える見解も多 くみられる。東京少年審判所の専任の少年保護司であった徳永憲淳は、一般人によ る通告制度と関連づける形で、「東京大阪の審判所は政府の力によつて出來て、民衆 のチカラによつて出來なかつた。然るに名古屋は民衆の聲によつて時の政府を動か して名古屋少年審判所が出來やうとしてゐるのであるから、御営地の審判所が開設 せられると、きつと民衆からドシドシと通告が行はれるだらうと思ふ。さうならな ければ本當ではない |(徳永 1933:142。繰り返し符号のくの字点は改めた上で引用) と述べている。6代目の司法大臣官房保護課長として名古屋少年審判所の設置に関 係した秋山要も、「當時、名古屋の檢事正であられた岩村現司法大臣が、地元の檢事 正として非常に熱心に盡力せられ、機會あるごとに各方面で講演せらるゝと云ふや うなことで、少年保護思想の鼓吹に努められた結果、愛知縣民の殆ど一致した希望 として、少年裁判所の設置方を司法省に要望して來ました、司法省としては之に力 を得て力强く大藏省に要求する事が出來まして、その爲漸く實現を見る事になつた のであります | (秋山 1942:37) と懐述している。秋山のいうように、弁護士会ほ かの各種団体による陳情や建議を含めてこれらの指摘と符合する「設置促進運動 | の存在は、確かに資料によっても裏づけられる(名古屋少年審判所瀬戸少年院開所 祝賀協賛會 1934:18-38;岩村通世伝刊行会 1970:70-74)。しかし、それが岩村通 世の尽力と関連づけて語られていることからも窺われるように、そこには司法省側 の働きかけがあったことも推測され、それが「官民合同」とはいえても、下からの 社会運動を結実させたといえるものであったかには疑問を挟む余地がなおある。

こうした、少年司法の誕生期における社会的基盤の弱さは、財政的な問題や、少年法の「全国実施」までにかかった時間となって表れたばかりでなく、時として実務上の支障にもなったと考えられる。例えば、少年保護司の調査の際に、そもそもその存在が社会に認知されておらず、困難を来した例が伝えられている。民間の出獄人援助や児童救済運動、感化運動の地盤があり、かつそれが広い意味での司法保

言]:44-46)。

⁽⁵⁴⁾ 秋山はまた、戦後の回顧において、1932(昭7)年から1934(昭9)年までの保護課長在任の間「苦労したのはいつも予算の問題」であったことを明らかにし、「名古屋に少年審判所を作る時も苦労しましたが、当時名古屋の検事正であった岩村さんが民間の力を集めて下さったのでやつと出来上がった」(山岡ほか 1957 [秋山発言]:44)とも述べている。
(55) このことは岩村自身の回顧からも窺われる(岩村ほか 1936:33-41;鹽野ほか 1937 [岩村発

護事業や感化院の設立に結びつく側面があったとはいえ、少年審判所の設立そのものはこれらの社会的な地盤をもつ運動とのつながりが希薄であり、むしろそれを断絶させる側面をももったといえる。この意味で「上からの少年審判所運動」の色彩を強くもつと同時に機構面においても立法過程の途上で参与員制度の構想を捨てた旧少年法は、一面、「少年審判官は少年保護事業の中樞主腦を爲もの」(鈴木 1936:16)との認識を醸成させやすいものであった。他面、このことは、旧少年法施行後相当な時間が経過した後も、社会的地盤の確保を課題として残し続けることになった。旧少年法施行から10年を経た時点における泉二新熊の次のような指摘は、これをよく表している。「この少年審判所の活動中心をもう少し社會の中心に移さなければならぬ。少年審判所といふものをもつと社會化する必要がある。やはりそれが役所といふことでなくて、もう少し社會的機關として認められる必要があります」、「特別に關係を有つて居られる諸君のみを相手にするのではなく、寧ろ廣く社會一般の有志が進んで後援會を組織するといふ處まで進まなければ、どうしてもこの事業を完全に遂行して行くことは出來ないと思ふのであります」(泉二 1934:16-17)。

参与制度をはじめとして民間人の関与する余地が少ない、その意味で「閉じられた」機構をもった少年法下で少年審判所を「社會化」し、民主的契機の弱さを補う 役割を果たす仕組みとなる可能性をもったのは、嘱託の少年保護司制度と少年保護 団体の制度であった。

(2) 少年保護司制度

(a) 保護処分と少年保護司の人的資源

旧少年法上、保護処分とされたのは、①訓誡、②学校長訓誡、③書面による改心の誓約、④条件付保護者引渡、⑤寺院、教会、保護団体又は適当な者への委託、⑥ 少年保護司の観察、⑦感化院送致、⑧矯正院送致、⑨病院送致又は委託、の 9 種類であった(旧少年法 4 条 1 項)。

⁽⁵⁶⁾ 鈴木賀一郎は、創設当時最も困難を感じたこととして「一般世人が少年審判に就て全然無智識無理解であったこと」(鈴木 1934b:21;鈴木 1935b:280)を挙げ、次のように述べている。「保護司等が調査に行きますと「そんなことを調べて貰つては困る、」「調べて困るといつても役目の上だから仕方がない」「貴下は何です」「保護司だ」「さういふ者はない筈だ、」「それでは交番に行つて巡査に立會つて貰つて具」といふので交番に行つても、交番の巡査も知らないといふので、非常に困った例が澤山ございます」(岩村ほか 1936 [鈴木発言]:29)。

この保護処分は様々な観点から分類することができるものであったが、これは「豫防救治、保護教養、個別處遇、社會連帶等の觀念に基き、歐米各國の實例を參酌して選擇した」(谷田・少年法[法]④ 1921:8;谷田・少年法[監]⑤ 1921:66)ものであった。このうち「特に第四條の五號と六號、觀察と保護團體の収容と云ふことは少年保護の生命である」(徳永 1933:160)ともいわれたように、少年保護司と少年保護団体は、保護処分執行の局面において実際上重要な役割を果たした。事実、1923(大12)年の数値でいえば、保護処分総数1658中、保護団体等委託が占める割合は8.9%(147)、保護司観察のそれは45.1%(748)にのぼった。

保護処分が「兎に角好成績を得て居るのは此の観察制度の結果」であり、この観察の制度は「少年法の中樞」である(山森 1924:10)とまで評されていることからも窺われる通り、旧少年法下において、少年保護司による観察は社会内処遇の中心的な役割を果たした。

(60)

少年保護司には、専任と嘱託があり、前者が官吏として審判所に勤務して主として調査の執務にあたるのに対し、後者は主として観察に従事するものとされた(徳永 1941a:57;司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:160)。もっとも、その数は少数にとどまるものであった。1922 (大11) 年11月の「少年審判所ノ設置ニ關スル件」(勅令第488号)により少年審判所に置かれた専任の少年保護司は、東京、大阪の両

⁽⁵⁷⁾ 谷田によれば、旧少年法下の保護処分は、「保護の實質」に着目した場合、「指導保護」(①~④)・「委託保護」(⑤)・「監督保護」(⑥)、「収容保護」(⑦~⑨)に、「實施する主體」では「國家的保護」(①、②、⑥~⑨[②、⑦~⑨については国立の機関で保護を実施する場合])・「社会的保護」(⑤、⑦、⑨[⑦、⑨については私立の感化院または病院に送致・委託する場合])・「個人的自助」(③、④)に、「被保護者本人の所在」では「院内保護」(②~⑨)と「院外保護」(②~⑥)、「保護處分を實施する時」では「一時的保護(①~④)と「総續的保護(⑥~⑨)に分類することができる(谷田・少年法[法]④ 1921:7-8;谷田・少年法[監]⑤ 1921:66)。

⁽⁵⁸⁾ もっとも、山岡萬之助は、戦後の回顧において、条件的保護者引渡と寺院・教会・保護団体等への委託は「諸外国におけるものよりも独自の点」であり、「わが国の家族主義ということを考えて」規定したと述べている(山岡ほか 1953 [山岡発言]: 5)。

⁽⁵⁹⁾ 旧少年法の保護処分は併料することが可能であった(4条2項)。併料されたものも含めた保護処分の総数は1828であり、保護団体等委託が70であった。この数値は、併料をも考慮に入れ、最も正確に数的把握を行っていると考えられる安形 2005b:164-165 [初出:安形 1996:180-181] にしたがっている。旧少年法下の保護処分言渡しの運用については、その他『犯罪白書 平成元年版』640-641頁;近代的展開 1984:404-405;坂田 1960:60-61;佐藤 1953:38-39を参照。

⁽⁶⁰⁾ 嘱託少年保護司が設けられ経緯の詳細については、宮城 1936aを参照。「嘱託の保護司中成績優秀な人は奏任官待遇となつた」が、「小学校長で奏任官待遇というのはごく少数であつたが保護司になると割に早く奏任官待遇になれたので、志望者が非常に多くなつた」(前田 1959: 26。山岡はか 1953 [前田発言]: 9 も同旨)という指摘があるように、奏任待遇制度を用いて担い手を増やす戦略もそこにはあった。

⁽⁶¹⁾ 嘱託少年保護司による日常的な観察業務のあり方については、高林 1990a; 高林 1990bを通して窺うことができる。それに向けられた期待については、辻 1932aを参照。戦中期のものであるが、業務の概観については、松井 1940:59-61も参照。

少年審判所の合計で16人であった(司法保護法規類聚 1933:3-4)。それから15年を経た1937(昭12)年度の人数をみても、専任少年保護司のうち奏任官待遇の者が全国で10人(東京少年審判所 4 人、大阪少年審判所 4 人、名古屋少年審判所 2 人)、判任官待遇の者が15人(8人、5人、2人)であり、嘱託少年保護司のうち奏任官待遇の者が109人(41人、58人、10人)、判任官待遇の者が380人(182人、101人、97人)にすぎなかった(司法保護事業年鑑(昭15)1940:154)。このように人的資源が乏しい状況下では、少年審判官や少年保護司の事務負担も必然的に大きなものであった。

(b) 少年保護司の職責

調査と観察を遂行するために設定された少年保護司の職務範囲が広範に渡ったことは、1923 (大12) 年1月1日に発出された「少年保護司執務心得」(司法省訓令保第5號少年審判所宛)が、冒頭に次のように定めていたことからも窺われる。「少年保護司ハ少年審判官ヲ輔佐シテ審判ノ資料ヲ供シ觀察事務ヲ掌ル者ナルヲ以テ常ニ公平無私親切丁寧ヲ旨トシ能ク秘密ヲ守リ徒ニ人ノ名誉ヲ毀損セサルコトニ注意シ審判資料ノ蒐集ヲ爲スニハ敏速緻密ニシテ要領ヲ失ハサルコトヲ期シ以テ少年審判官ヲシテ適切ナル處分ヲ爲スコトヲ得シメ觀察ヲ爲スニハ善良ナル師友トシテ少年ヲ指導訓諭シ之ニ不斷ノ援助ヲ與ヘ其ノ性格ノ矯正境遇ノ改善ヲ圖リ以テ其ノ職責ヲ完ウスルコトニ努ムヘク而シテ其ノ職務ヲ行フニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ心得ヘシ」(司法保護事業法規類聚 1942:113-114)。

⁽⁶²⁾ 年度末における男女別の嘱託保護司数でいえば、1937 (昭12) 年に男471、女22 (計493) であったものが1938 (昭13) 年には各々575、24 (計599)、1939 (昭14) 年には662、38 (計700) と増加しているが、女性の割合は少なかった。嘱託少年保護司の平均年齢は1939 (昭14) 年末で51歳2ヶ月であり、官公吏、小学校長、司法保護事業関係者、僧侶が多く、1939(昭14)年末で順に、42名、43名、64名、175名であった(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942: 273、280-282)。

⁽⁶³⁾ 鈴木賀一郎は「東京の少年審判官は一年間に、一昨々年では一人平均八百八十九件」の、「専任保護司の方は平均二百八十四件」の負担があったと述べている(鈴木 1933:75)。また、徳永憲淳は「一ヶ月に四百件位のものを十人で調べてゐる」状態があったことを指摘し、「調査が非常に困難で、一人の調査能力は一ヶ月に二十五六名が最も適當だと思ふ。ところが四十件乃至七十二件も調べた月があつたが、さうなるとどうも杜撰になり勝ちである」と述べている(徳永 1933:154)。

「少年ニ対スル刑事事件ニ付テハ第三十一条ノ調査ヲ為スヘシ」(64条1項)、「少年ノ身上ニ関スル事項ノ調査ハ少年保護司ニ嘱託シテ之ヲ為サシムルコトヲ得」(同条2項)と規定している通り、少年に対する調査は、刑事訴訟手続においても行われていた。こうした調査は少年審判官も行うことができ、少年保護司による調査が不十分である場合には少年審判官が再調査を命じたり、自ら調査を行うなどすることができたが、「少年保護司は何人の干渉を受けることなく、自己の信じるまゝに、いかなる保護處分に附す可きかについて意見を附し、その調査書類を審判官に提出する」(植田1926:43)ものとされていた。

他方、嘱託少年保護司が主な担い手となった観察は、①保護処分の執行としての 観察(少年法4条1項6号)、②仮処分の場合における観察(少年法37条)、③執行 猶予少年の観察(少年法6条)、④仮出獄少年の観察(少年法6条)、⑤仮退院少年

⁽⁶⁴⁾ 司法保護事業年鑑(昭15) 1940:159は、より詳細に「審判前の調査」として、次の項目を挙げている。①事件関係調査(事件、動機、不良傾向、不良行為発生時期及経路前科等)、②性向調査(性質、素行、習癖、嗜好、娯楽等)、③境遇調査(家庭の生活状況、資産、収入、宗教、親族間の折合、近隣の状況、交友関係、性関係)、④心身の状況調査(遺伝、胎生期異常の有無、出生児の状況、病歴、身体の発育状況、精神の発達状況、心身の特質、特徴等)、⑤生立調査(各年齢に付ての異動状況)、⑥教育調査(学校名、学校所在地、就学年齢、学歴及嗜好科目、嫌悪科目、操行、成績、欠席状況、生徒間の折合、賞罰及非行等)、⑦職業調査(紹介者、雇主名及其の住所、就業年齢、在職期間、種類、賃金、成績、雇主及同僚との折合、解雇理由、何年月日非行等)、⑧家族調査(氏名、年齢、職業、教育、収入、遺伝の有無、心身の状況、飲酒、前科素行、住所等)、⑨血族調査(氏名、年齢、職業、教育、収入、遺伝の有無、心身の状況、飲酒、前科、存否及住所等)、⑩保護者調査(氏名、年齢、少年との関係、教育、心身の状況、飲酒、性向、経歴、前科、資産、収入、生活状況等)、⑪特別調査(非行に対する感想、改悟の状況及将来の方針等)。東京少年審判所 1927:21-24、大阪少年審判所 1930:14、大阪少年審判所 1933が詳述している。具体的な調査の方法については、徳永 1933や藤村 1933が詳述している。

⁽⁶⁵⁾ 調査方法については、東京少年審判所と大阪少年審判所で異なるところがあったことが窺われる。前田偉男は、東京少年審判所では少年保護司が本人及び保護者の出頭を求めて聴取を行い、又はその住所に出頭して聴取しているのに対し、大阪少年審判所では出張調査を原則とし、必要と認めるときだけ出頭させていることを指摘している(前田 1924:13)。

^{(66) 「}第六十四條 本條ニヨル調査範圍ト參考人ノ喚問」(司法省刑事局長通牒刑事第1865号 大正12 年4月17日)は「少年法第六十四条ノ調査ハ書面審理ノ方法ニ依ルモ又ハロ頭審理ノ方法ニ依ルモ 可ナレトモ法第三十四條ノ規定ニ依リ參考人ヲ呼出スコトヲ得ス若シロ頭審理ノ必要アル場合ニ ハ刑事訴訟法ノ手續ニ從ヒ證據調ヲ爲スヘキモノトス|としている(司法保護法規類聚 1933: 523-524)。また、例えば、大阪少年審判所による『第十回少年保護年報 昭和十三年版』には「本 年度中少年保護司が刑事裁判に立會ひたることなし。然共少年法第六十四條に依り少年保護司が 調査の嘱託を受けたることは大阪區裁判所より二件、岸和田區裁判所より一件あり」(大阪少年審 判所 1940:92) との記載が残されている。徳永憲淳は、予審段階において身上調査が行われてい たことを示唆し、少年保護司の刑事訴訟手続への立会いる意見陳述があったことを明らかにして おり、「公判の立會は刑事訴訟法には少年法が準用さてあるから矢張り少年保護司の立會を要求さ れるのである。立會つた場合は堂々と意見を述べてよい。審判所開設の當初にはよく立會に裁判所 へ出かけ保護司としての獨自の意見を堂々と述べたものである」(徳永 1933:146、163-164)と記 している。旧少年法64条2項による少年保護司の調査については、「少年保護司ニ對シ少年法第六 十四條第二項ノ調査ヲ囑託シタル場合通知方ノ件」(司法省会計課長通牒会甲1297号 昭和3年3 月29日)と「少年法第六十四條第二項ノ囑託ニ依ル調査費用等ニ關スル件」(司法省保護課長会計 課長通牒会甲第1297号 昭和3年3月29日)(司法保護法規類聚 1933:160-161)も発されていた。

の観察 (矯正院法13条) に区別された。

(c) 科学主義の志向

よく知られているように、科学主義への志向は、旧少年法の時代から強く存在していた(守屋 1977:97-98)。このことは、比較的早い段階から目にすることができるアメリカにおけるディテンション・ホームへの言及や紹介(泉二 1923:126-128; 芳川 1929a; 芳川 1929b)、医師の診察を制度化する主張や運用、さらには鑑別機構の新設を求める声からも窺われる。少年保護司の実務はその中心に位置したといえる。

旧少年法下の実務においては、すでにソーシャル・ケースワークの理論や実践に対する強い関心がみられる。例えば、リッチモンドのケースワーク理論は比較的早い時期から紹介が行われており(C生 1931)、少年保護司の観察業務については、旧刑法下における警察監視と異なり、あくまで「保護主義の原則に依る保護監督、指導援護を本質とする」ことが強調されてもいた(植田 1926:44;司法保護事業年鑑(昭15)1940:160;前田 1933:29-30)。

この点で重要なのが、「少年の個性」への着目が比較的早い段階からみられ、それを科学主義と結びつける試みが存在したことである。例えば、植田粂三郎は、「保護」の意義を説明する中で「個性」について次のように言及している。「唯々少年を保護すると云ふと、何んだか消極的の仕事のみのやうに思はれるのであるけれども、さ

^{(67) 1929 (}昭 4) 年 9 月に開催された第 4 回少年審判長・矯正院長協議会の協議事項には「少年審判所官制中二衛生技師ヲ置キ少年ノ心身ノ状況調査及診察ヲ擔當セシメラレンコトヲ建議スル件」が、翌年 4 月開催の第 5 回協議会のそれには「少年鑑別機關ノ設置ノ件」が含まれている(司法保護事業年鑑(昭15)1940:121、124;近代的展開 1984:455、456)。また、1938(昭13)年10月開催の少年審判所長・矯正院長会同では「少年審判所二保健技師ヲ配置スルノ件」が協議事項として(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭13)1938:6)、1939(昭14)年6月開催の同会同では「審判ノ基礎タル調査ニ關シ科學的合理的調査法ノ實施ニヨリ其ノ適正ヲ期スルタメ現行法ノ機構内に於テ即時實行シ得ベキ有效適切ナル具體的方法如何」が(少年審判所長・保護観察所長・探護側察所長・矯正院長會同(昭14)1939:34)、さらに1940(昭15)年5月開催の同会同では「審判の上級表別、よらに1940(昭15)年5月所に保健技師ヲ配置スルノ要ナキャ」という問題が協議されている(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭15)1940:34)。1924(大13)年7月に成田勝郎が東京少年審判所嘱託医として医務所を設け、精神医学の立場から少年の調査にあたったことを萌芽とし、1933(昭 8)年の感化法改正により教護院内に設置することが認められた鑑別機構の歴史については、特に来栖 1999、税所 1999、末永 1999を参照。

^{(68) 1939}年10月に日本少年保護協会により少年保護職員講習所が開設されたが、その第一回の講習料目には、「司法保護総論」や「少年審判制度概論」などと並んで、「社会病理」、「ケース・ワーク」なども目にすることができる(近代的展開 1984:489)。実体は問題になるものの、少なくともソーシャル・ケースワークに対する関心は、当時から小さくなかったことを裏づけるものといえよう。

うではない。少年に樂をさせてやる、喜ばしてやると云ふのでもない。其の者をして再び犯罪を爲さしめないやうにすると同時に、其の個性の發達を計り、さうして其の者が社會に立つて社會の人に迷惑を掛けない、獨立して世の中に立つて行けるやうにしてやらうと云ふのであります」(植田 1928:68)。前田偉男は、観察を「人と人との間に行はれる精神的の働」として「廣い意味の教育」の脈絡でとらえた上で、「個性調査は醫師殊に精神科専門の醫師、心理學者、教育學者、教育實際家其他専門の知識經験を有してゐる者により爲さるべき」ことを説いただけでなく、「出來得る限り少年の住所を訪ねて面接するが何より必要」であること、「殊によい雇主を得るといふ事は觀察の効果を擧げる上に於て根本的の重要問題である」がゆえに「保護司自ら極力少年の求職の爲め努力すべきである」ことを主張している(前田1933:28-32)。

こうした「個性」への着目は、少年審判の運営とつながり、「昔から考へられてゐる個性の發見、個性に應じた指導等を科學的に客觀的にすることが必要である」との問題関心に基づいた、東京少年審判所における「個性指導票試案」の作成として姿を現した(鈴木 1935a:3)。のみならず、個性の考慮と個人的指導の必要性が少年保護団体に対しても求められたことからも分かるように(前田 1935b:14)、それは処遇の重要な原則ともされ、少年保護司をはじめとする少年司法従事者の行動指針ともなっていたといえる。「少年保護司はほんたうに手八丁口八丁と云ふやうな働きを要する職分で、實に忙しいものである。敏活を要し、機敏に一つのチャンスを掴んで行かなければ成らぬ。坐つてをつては仕事が出來ない。常に外部との接觸を保つて行かなければならない」、「少年法が成果を収めると収めないとは一に少年保護司の活動如何による」(徳永 1933:164)。徳永憲淳のこの指摘が多分に少年保護司としての自負に支えられたものであったとしても、こうした自覚的な職務の本質の把握があったことを考えれば、「個性」への着目は実践においてもソーシャル・ケースワークの萌芽的な形態としても表れていたと評価してもよいと考えられる。むろ

⁽⁶⁹⁾ 創設の当初から東京少年審判所において少年保護司として活動し、戦中期に北海少年院長となった徳永憲淳は、審判前の仕事が「輔佐」であり、審判決定後の仕事が「觀察」であると述べた上で、「輔佐」の意味につき、「審判官と保護司との間柄は命令服從の關係ではない、又は對抗的の立場でもない(…)審判官と保護司は一つの心になつて少年保護の執務をなさねばならぬのである。二つの人格が一つになると云ふことはチョツト難しいことであるけれども、法律はそれを要求してゐる」(徳永 1933:139)と述べている。また、少年審判官であった内丸廉は、少年保護司の

ん、旧少年法下においても、科学主義に対して楽観的な態度だけが表明されていたわけではない。東京少年審判所の審判官を務め、後に浪速少年院長となった内丸廉は、一方でそれが予測判断にならざるをえないことに、他方で保護処分といえども強制的な手段であることに着目し、「保護とか教育とか將來を種とする仕事に强制手段がもはやそれが最後唯一のものとして遺される迄慎まれねばならぬのも未知數のXを含んで居ることが重要な一理由」であるとし、「保護處分は過去の非行を原因として將來の犯罪を豫見し之が防止の目的をもつてなされる强制教育であつてしかもその强制は結局本人を承服改心せしめるに足る客觀的妥當性、合法的普遍性を有するものたることを要する」(内丸 1935:17)ことを指摘している。いわば保護処分の最終手段性がすでに指摘されていたわけであるが、このような保護処分の謙抑性の指摘も含めて、少なくとも1930年代半ばまでは、第二次世界大戦後におけるソーシャル・ケースワーク理論の全面的な受容と開花を予見するような見解が存在した点には留意が必要である。

しかし、こうしたソーシャル・ケースワークの萌芽と評しうる発想や実践があったとはいえ、それはなお未成熟なものにとどまるものであった。旧少年法は44条において「少年保護司、保護者及附添人ハ審判ノ席ニ於テ意見ヲ陳述スルコトヲ得」(1項)と定めていたものの、専任保護司は多忙なため、調査に関する意見書を提出して間に合わせており、実際は殆ど審判に立ち会っていなかったと指摘されている(徳永 1933:163)。また、旧少年法の運用においても処理事件総数中、約半数が審判不開始となっていたが、そのほとんどは「不良性微弱」であった。例えば、1939(昭14)年において少年審判所が処理した事件総数22295中審判不開始となったのは

処分に関する意見は少年審判官を拘束するものではないが、「審判官の處分と一致すべき筈のもの、即ち一人の少年に對する最上の保護方法は唯一なるべき筈のものであるから、保護司の意見も審判官の判断も一致すべき筈のものであると考ふべきであつて、一致させるやう努力すべきである」(内丸 1936:19)と述べている。この点からも、すでに当時、少年保護司の役割と地位の重要性そしてそれに伴う自負が少なからずあったことが窺われる。

⁷⁰⁰ こうした指摘は、旧法下においても保護や教育を後退させることを許容するまでのものではなかったと考えられる。戦後においてではあるが、内丸は、「それ(新憲法下における少年法改正――引用者)は保護者教育の後退であつてはならぬことはいうまでもない。裁判所が裁判、すなわち、司法の本質を堅持しながら、保護や教育の行政的実質の発揚につとめることは、矛盾でも逸脱でも不能でもなく、それは運用の妙、法の活用であり、あらゆるものがおのおのその分を守りつつ帰一創作する生命の化生作用である」(内丸 1953:54)と述べている。

⁽⁷¹⁾ 第4代大阪少年審判所長及び第4代東京少年審判所長を務めた阪元不二男は、こうした立会いがないことを、法律規定上は問題ないものの「形式的に過ぎはしないか、杓子定規に過ぎはしないか、法律の形に囚はれてゐはしないか、餘に事務的ではあるまいか」と疑問を呈し、改める方法を提案したものの反対を受けたことを明らかにしている(阪元 1938:13-14)。

13083 (58.7%) であり、そのうち 「不良性微弱 | を理由とするものは10627 (81.2%) であった(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:330-331)。この点については、確 かに、審判前の調査が詳密に行われるため少年審判所の事件としたことが無駄にな るわけではないことや、審判不開始とした場合にはできるだけ嘱託保護司に通知を 行い非公式に訓論させる試みがあったことの指摘も存在する(司法保護事業年鑑(昭 13・14) 1942:331)。また、「非公式に事實上の保護を加へ又は間接に道義的な保護 を爲したものも少なくない | ことや「事件によりてはむしろ非公式的保護が却つて 有効適當な場合もある」ことの認識(内丸 1936:26)もみられた。これらの事情を 踏まえれば、実体としては、現行法下における保護的措置と比較しうるような何ら かの教育的な働き掛けを事実上行う実務が存在したものの、それを把握する概念が 未発達で「不良性微弱」の概念下でこの実務が把握されていた可能性も払拭できな い。しかし、年を追うごとに増加していた「不良性微弱」を理由とする審判不開始 は「大部分警察官署の即決處分通知により認知した事件を單に通知書上の調査だけ で不開始にしたもの」というのが実情であった(内丸 1936:26)。そもそも、旧少 年法には審判を開始した上で保護処分に付さないという措置はなく、現行法にみら れるような不処分決定の制度を欠いてもいた。「審判の開始は審理に依って終局處分 を爲すことを目標として、而して終局處分を爲すには必ず少年法第四七條乃至第五 四條の規定に依ることを要する(四六條)のであつて、その他の處分を爲すことは 法律上全く豫想されてゐない | (森山 1938:60-61)と述べられているように、審判 手続も保護処分決定を行うためのものであり、この意味で手続は実体的な処分に従

(72) 旧法下において「一時保護」として類型化される保護処分が、現行法下においては保護的措置として事実上行われていると説明されることがある。しかし、ここでの指摘は、保護処分とは別に、事実上の働きかけが旧法下においても存在していたことを示唆している。

⁽⁷³⁾ この点については、「少年審判に於ける從來の慣行として、警察官署より即決事件の通知を受けた時は之を書面審理に委し、特別の場合を除いては敢て審判を開始しない前例になついてゐる」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:249)とも説明されており、「認知事件中には検察官署の即決處分通知によるものが殆どその大部分であり、最近五ケ年間平均でみると九三.八%に當つてゐる。而して從來警察官署の即決處分通知により認知したる事件は其の多くが不良性微弱なる爲大多數が審判不開始處分に付せられ、保護處分に付せらるるもの極めて少き實情である」(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:311)と述べられている。

⁽⁷⁴⁾ 前田偉男は、旧少年法施行直後の時期において、「記録上の調査によりては審判を開始すべきものと認めて審判を開始したるところその少年には保護處分を言渡すべきものではなく又は(少年審判所から検察官への事件送致を定めた――引用者)少年法第四十七條の手續を爲すべきものでないと認めたときは如何にすべきか」が問題になっており、この場合に不開始決定を行うという見解と、拠るべき条項が欠けているために「少年法第四十七條乃至五十四條の手續は之を爲さない」ものとして処理する見解があることを指摘している(前田 1923: 20-21)。

属するものであった。人間行動科学の専門家が科学的な観点から個別的な働きかけを行い、個の信頼の上で審判不開始や不処分の決定を行うという、少年保護手続自体が教育的な働きかけの過程であるとの理解に立った戦後にみられる発想とはなお遠い距離があったといえる。

とはいえ、少年保護司が旧少年法下において重要な役割を担ったことには間違いがない。「少年保護司は刑事手續で言へば警察官、檢事、辯護人、鑑定人、の役目を一身に併有する中樞機関で、少年審判所の業績の擧がると否とは全く少年保護司の働如何に係る」(谷田・少年法 [法] ⑤ 1921:17-18)。この少年保護司の役割に寄せる期待が大きければ大きいほど、附添人に寄せられる注意は希薄になったといえる。

(3) 少年保護団体

(a) 少年保護団体における処遇

少年保護司制度とならんで、機構面において社会的・民主的契機の弱さを補う役割を果たす仕組みとなりえたのは、少年保護団体の制度である。

旧少年法上、少年保護団体は、寺院や教会とならんで保護処分や仮処分による一時保護の委託先(4条1項5号、37条1項2号)とされていた。矯正院や感化院と

⁽⁷⁵⁾ このことは、一方で、旧少年法40条に規定される「審判ヲ開始スペキモノト思料シタルトキ」という審判開始決定の要件に関して、「少年審判所が其の事件に付き審理を經て何等かの處分を爲すことを要するものと認定した場合」という理解(森山 1938:60。強調傍点引用者)を導いた。他方で、このことは、「謂ゆる審判不開始處分は終局處分と異り何等法律上の根據なく、從つて法律上の效果を生じない」(森山 1938:61)との理解と話びついた。現行法下の理解としては、前者につき、旧少年法と異なり、審判不開始決定(19条)や不処分決定(23条)が明文化されていることもあり、審判開始決定に関する現行法21条の「審判を開始するのが相当であると認めるとき」の解釈としては、これを裁判所による直接審理の必要性と理解するのが現在一般的であるといえる(守屋 1998:36-39、田宮=廣瀬 2009:218)。それに対し、判例・通説的な理解においては不開始決定に対しては一事不再理効や抗告が認められていない。この理解の少なくとも遠因となる事情は旧法のこうした理解にあるといえる。後者の問題は今日なお克服されたとはいいがたい状況にある。

⁽⁷⁶⁾ 機構や組織のあり方も含めて、旧少年法下の少年保護司制度を現行法下の家庭裁判所調査官制度と切り離し、この制度の沿革とは位置づけない見解(例えば、斎藤正 1983:1、9-10) にも、この意味で理由はある。

⁽⁷⁷⁾ 谷田・少年法 [監] ⑥ 1921:12はさらに「後見人」の役割もこれに加えている。また、谷田は、同様の事柄を「此の我國の少年保護司は一面審判官を助け適當な處分をするのであるが、子供を調べる前に諸種少年に關する事實を豫め調べる則ち警察官の様な事をなし逸審判をなす時には、一方に於ては審判者に程々の材料を提供し意見を具陳する、即ち之が補佐官であるが、一方又少年の辯護に當るといふ職である」とも表現しており、「此官は此保護制度の中堅をなすものである、故に之が若し人選を誤まらば此の事業は失敗するのである」(谷田 1922:410)と述べている。

は異なり、少年保護団体における処遇態様について定める法令は存在していなかった。しかし、「保護團體は其の内容に於て感化院に類似したるものであるが、勿論保護團體としての種々の特色を有するもので教養、指導精神及び訓練方法に於て特異性を有」し、「略學校を模倣した設備を有し師弟の情誼により保護教養する」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:58)というその処遇は、矯正院と感化院の中間に位置する「寺子屋式」であると理解された。宮城長五郎の言に拠れば、その意味するところは次のようである。すなわち、「性格矯正の爲、嚴格なる規律の下に教養を施すことを、法律が要求して居る」矯正院の教養は「軍隊式」、「少年の監護教育を内容とする親権を感化院長に行はしめ、少年の父母には親権を行はしめないことにして居る」感化院のそれは「家庭式」である。それに対し、「師弟間の情誼に基いて、少年に教養を施す」特質をもつ少年保護団体のそれは、両者の中間に位置する「寺子屋式」である、ということになる(宮城 1936b:19-20)。

こうした定式化は、少年保護団体の運営にとっても重要な意味をもつものであった。法律上その処遇態様が規定されなかったことは、少年保護団体における処遇の役割を曖昧にさせるものであった。この状況において、「寺子屋式」という図式化はその運営に携わる民間人に一定の指針を与えることになったと考えられる。少年保護団体の先駆けとして星華学校の運営に携わった竹内道拙は、少年保護団体の運営にあたって財政とともに「精神的なる問題」があることを指摘し、法令上処遇指針が示されていないためにアイデンティティの混乱があることを明らかにしている。この克服を図る際に竹内の議論の基点とされたのが「本質なきが如く見ゆる保護團體は、質はそれが特色であり本態である」という視点の転換であった。その上で指針に据えられたのは「法律の權限によらでこそあれ、師弟の情義と云ふ古來我國道徳上の法則が容認されて、之が十臺となり、法律關係以上の保護監督が行はれる」

⁽⁷⁸⁾ その他、少年保護団体については、少年審判所の委託による事実の取り調べ(33条1項)、参考となる資料の提供(同条2項)が規定されたほか、本人及び保護者とならんで少年審判所の許可を受けて附添人を選任することができるものとされた(42条2項)。

⁽⁷⁹⁾ 宮城は、これを「一人の師匠の下に數多の弟子が集つて集團をなし、抜倆の優劣に従つて兄弟子、弟弟子の區別が生じ、この關係を扇子を以て譬へるならば、師匠が要となつて、兄弟の弟の關係に於て末廣に發展する組織これが寺子屋式なのである」(宮城 1935:325) とも敷衍している。

⁽⁸⁰⁾ 少年保護団体が果たしうる機能が多様であることは広く認識されていた事柄であるといえるが (東福 1935a; 東福 1935b)、それは法律上の性格づけが曖昧であったことを裏面から示すもので あったともいえる。

という「古來我國教育の發祥たる寺子屋塾制教育の精神」であったのである(竹内 1937:43-47)。

少年保護団体は、1921 (大10) 年4月17日の旧少年法公布時、未だ存在していなかった。その実情は、「日本に於いては、法律が出來て左様な事を國民に希望してから、やつとぼつばつ此の種の團體が出來始めたといふ有樣で、亞米利加などとは全で反對」(植田 1928:104。繰り返し符号のくの字点は改めた上で引用)というものであった。しかし、同年11月に許可、旧少年法施行後の翌年5月に開校した竹内道拙らによる星華学校を皮切りにして少年保護団体の創設が相次ぎ、1922 (大10) 年に30団体だったその数は、1937(昭12)年に114団体に、取扱いの実人員でいえば580人から5342人に増加している(司法保護事業年鑑(昭15)1940:65)。1939 (昭14)年末において、104団体のうち87団体が収容施設を、さらにそのうちの22団体が50人以上の収容力を有しており、常時平均2000人以上の少年が保護されていたとされる(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:300)。こうした少年保護団体の数は、GHQの指令に基づき、1957 (昭22)年の法務庁設置法により突如解散を命じられるまで増加することになった。

(b) 少年保護団体の機能

「元來保護團體に委託する少年は多くは家庭を離れて寄邊なきものにして浮浪中のもの、又は家庭に於て教養不適當なるもの、その他不良性濃厚なりと認むるものに對して之を爲す」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:71)。こうした記述にみられるように、特に収容施設をもつ少年保護団体では、少年が職員と生活を共にする形態で、学科教養や職業指導が行われていた。ここからも窺われるように、少年保護

(82) 教化教育に関しては、「但し學科教育と云ふも大部分は義務教育を修了せるものなるを以て、これに對しては現在の智能程度に應じて中學二年程度迄の學科を履修せしむるものである」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:71)という指摘が行われている。
(83) 旧少年法下の少年保護に関する雑誌として、1929(昭4)年1月から日本少年保護協会大阪支部

⁽⁸¹⁾ 安形静男が明らかにしている通り、その後、少年保護団体は1941 (昭16) 年に244にまで増加した後、認可基準の整理により半減するが、戦後に至るまで増加を続けている (1942 (昭17) 年から1947 (昭22) 年まで順に、124、156、165、169) (安形 2005a:167-168)。

⁽⁸⁹⁾ 旧少年法トの少年保護に関する雑誌として、1929 (昭4)年1月から日本少年保護協会大阪支部により「我か子」が、翌年2月からは同協会東京支部により「徳風」が、さらに1933 (昭8)年3月からは同協会愛知支部により「中部日本少年保護」が発刊されており、1936 (昭11)年1月からはこれらを統合する形で「少年保護」が日本少年保護協会から刊行された。これらの雑誌には、少年保護団体の訪問記が多く掲載されており、そこでの処遇における関心の高さを窺うことができる。少年保護団体に携わった者による、日常的な生活をも含めた処遇全般については、橋本1932a、橋本1932b、橋本1932c、橋本1932d、橋本1932e;小山1933、小山1936、弘誠園1936、

団体は、機能的には、収容能力が乏しかった矯正院の代替的役割を果たすものであっ た (守屋 1977:101-104)。「少年保護團體は少年保護事業陣營に於てその核心を爲 すもので國立矯正院の代用的活動を示してゐる |、「少年保護團體は最近年々増加し て施設も漸次整備されて來たが、民間篤志家の經營にかかるを以て完備してゐると 鑑(昭15)1940:271)。この評価にみられるように、施設内処遇において少年保護 団体は矯正院と同等、あるいは収容力をも考慮すればそれ以上の役割を果たすもの であった。1942(昭17)年に発刊された『司法保護事業年報』の1938・39(昭13・ 14) 年版では、「殊に國營機關たる矯正院の數は極めて少く且收容力に於ても僅少で、 保護少年で相當不良性濃厚のものも、收容力に制限あるため止むを得ず保護團體に 寄託する場合もあるが、これは保護團體側に於ても至極迷惑を感ずるのである | と の記述がある一方、「不良性强度のものは、矯正院の代用を兼ねる程度のものを以て 準矯正教育を施す團體も必要である | こと、そして少年保護団体についても「保護 の分類化を採用することが急務 | であることが指摘されている(司法保護事業年鑑 (昭13・14)1942:300-301)。収容定員をみてみれば、1937(昭12)年における多 摩少年院、浪速少年院、瀬戸少年院の定員は、各々、本院で、150、150、100の合計 400、出張所で20、17、20の合計57となっており(司法保護事業年鑑(昭15)1940: 259)、1939 (昭14) 年になると福岡少年院の本院100と出張所16が加わり、本院合計 500、出張所合計73となった(司法保護事業年鑑(昭13・14)1942:286)。それでも、 矯正院の収容力は少年保護団体のそれに遠く及ばなかった。

矯正院と同様の役割を果たし、それを補完するという、すでに先行研究により明らかにされている少年保護団体の機能(守屋 1977:101)は、施設内処遇施設としての収容力という観点のみならず、収容期間によっても裏づけられうる。すなわち、1937(昭12)年における矯正院の退院及び仮退院者の在院期間をみてみれば、6月以内1人(総数174人中0.6%)、1年以内2人(1.1%)、1年6月以内14人(8.0%)、2年以内70人(40.2%)、2年6月以内67人(38.5%)、3年以内13人(7.4%)、3年6月以内5人(2.9%)、4年以内1人(0.6%)、5年以内1人(0.6%)、5年以

片岡 1941a; 片岡 1941b; 片岡 1941cが詳しい。少年審判官によるものとして、古谷 1933a; 古谷 1933b; 古谷 1933cを参照。

上0人となっており、2年以内と2年6月以内で78.7%を占めている。それに対し、同年における少年保護団体の継続保護期間は、6月未満328人(総数2598人中12.6%)、6月以上616人(23.7%)、1年以上701人(27.0%)、1年6月以上383人(14.7%)、2年以上294人(11.3%)、2年6月以上140人(5.3%)、3年以上76人(2.9%)、3年6月以上32人(1.3%)、4年以上18人(0.6%)、5年以上10人(0.4%)であり、少年保護団体に収容された者のうち78.0%が2年未満となっている(司法保護事業年鑑(昭15)1940:265、273)。矯正院におけるよりも短い期間に少年保護団体への収容人員が集まっていることになり、この点からも少年保護団体は矯正院の機能を代替・補完する形で施設内処遇を担ったと考えられる。

(c) 少年保護団体と「少年保護 | 理念

国家機関である矯正院に対するものと同様の期待が寄せられていたのも、少年保護団体がこうした性格をもちあわせたがゆえのことであったといえる。それは、一面、「科学主義」を民間篤志家が運営する施設にまで貫徹させることにつながった。戦前・戦中期において医療措置が必要な少年や女子少年を対象とする矯正院は存在しておらず、少年保護団体は事実上これらの少年の受け皿となっていたといえる。また、少年の特性に着目した少年保護団体の腑分けも行われていた。1940(昭15)年版の『司法保護事業年鑑』は「保護對象の少年をして劃一主義に依る教化改善の不可なることに依りその實績の遲遲として擧らざる結果、集團的保護の本質たる同一程度にあるものに非らざれば、保護團體は顯著なる改過遷善の實績を擧げることは容易ならざることであ」ることを指摘し、「保護對象者の分化問題」、「分離保護が最も科學的で又實際的問題としても實績を擧げ得らるゝものにして少年保護事業の向上發展に差大の關係を有す」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:60)ると述べている。こうした観点から、「普通少年を目的とする以外の特殊保護團體」として、「智能低格者を目的とするもの」、「療養少年を目的とするもの」、「幼年者保護を目的と

^{(84) 1940 (}昭15) 年版の『司法保護事業年鑑』は、次のように記述している。「これら團體が總べてに於て完備せるものとは言ひ得ざるも、これあるが爲めに少年保護事業遂行上幾多の利便を寄與してゐる。殊に療養少年に就ては少年法に於て病院送致の處分を規定してゐる以上尠くとも國家的施設を可及的に設置せらるることを要請せらるる譯である。又女子に對しては矯正院の設置が見られないので現在の女子保護團體は女子矯正院の代替的施設であると云ふても過言ではないのである」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:61)。

するもの」、「私立小學校の認可あるもの」、「半島少年を保護するもの」、「女子保護を目的とするもの」に分類した紹介を行っている(司法保護事業年鑑(昭15)1940:60-61)。

他面、矯正院に対するものと同質の期待は、戦時体制の整備とともに、少年保護団体における教育も容易に錬成主義に染め上げていくことになった(安形 2005a: 166)。この点は、「少年保護」理念の明確な転換と密接に関連する問題でもあるので、項を改めて論じることにしよう。

(4) 戦中期における「少年保護」の変化

(a) 勤労青少年輔導緊急対策要綱

戦中期、戦時体制の整備とともに「少年保護」思想が否定されたわけではなく、むしろ内実の変容を伴ってそれが高唱されたことは、すでに先行研究によって明らかにされている(守屋 1977:142-151)。ここでは、戦中期に司法省保護局長の席にあり、戦時体制下、司法保護事業に携わった森山武市郎による説明を中心としてこのことを改めて確認した後、それが、少年審判所や矯正院、少年保護団体にどのように受容されたのかをみておくことにする。

旧少年法下の「少年保護」のあり方は、戦中期に入り突如として劇的な変化をみせたわけではない。その緩やかな質的転換は、例えば、大阪少年審判所が刊行していた『少年保護年報』に第5代の大阪少年審判所長である松井善一が「序」として寄せていた文章の変遷からも窺われる。すなわち、同年報の第8回(1936(昭11)年度)版において、松井は、「愛」を根本理念とする少年法と「國體觀念」との関係を抽象的に次のように述べていたのであった。「惟ふに、少年法は今日最も進歩した社會的立法の一つであり、亦最も我が國體觀念に合致せる法律であると確信する。其の目標は少年の保護であり、根本の理念は愛であり、而して最高の指標は其一に忠良なる日本人として完成せしむるにある。即ち少年法は常に我が國體觀念と關聯せしめて理解せらるべきであり、その事業は實に畏くも大御心に副ひ奉る近接の道程なりと自ら體認するものである」(大阪少年審判所1938a:2)。それが、第9回(1937(昭12)年)版においては、「新東亞の建設、之を通じての眞の世界平和の確立、之れが我が國の歴史的大使命として嚴存し、此の理想目標を達成せんが爲めに

今や國家は總力を擧げて戰つて居る」こと、「この聖なる偉大なる大業を遂行せんが 爲めには、先ず以て人的、物的資源の増強確保を期せねばならぬ」ことが指摘され ている。その上で、「我々少年保護事業に携はる者は、此の人的資源確保増强の分野 の一翼を努めて居ることを十分自覺せねばならぬ」(大阪少年審判所 1938b: 1)こ とが説かれている。第10回(1938(昭13)年)版になると、これがさらに具体化さ れ、「昭和十三年度に於て大阪少年審判所が特に力を注いだ事は、保護少年をして現 役軍人志願、滿蒙開拓青少年義勇軍への參加、及び戰時産業への職業輔導とであつ た」(大阪少年審判所 1940:序)として、いわゆる「三大目標」が定められ、それ に沿う形で少年司法運営が積極的に図られたことが明らかとされている。

こうした「少年保護」の変化を鮮明にしているのは、「これまでの二十年に亘る少年保護の方法に徹底的な變改を加」え、少年保護事業の「百八十度の大轉回」(森山1943d:27;森山1943c:8-9)をもたらすものと自覚された、「勤労青少年輔導緊急対策要綱」(1943(昭18)年1月閣議決定)である。三井久次、植田粂三郎、鈴木賀一郎、阪元不二男、石井謹爾、藤原末作に次いで1941(昭16)年12月から第7代目の東京少年審判所長の席にあった坂井改造は、この「要綱」が旧少年法下における少年司法政策との関係で有した意義に言及している。坂井によれば、「昭和十七年度は、少年保護事業の方面から觀て、誠に意義深い年であつた」。その理由は、「少年法が公布せられて二十週年であつたとか、保護處分が全國に施行せられたからと云ふ意味からばかりではな」く、「兎に角昨年迄は、本省の方針は其主たる目標を保護處分全國實施に向けられて居り、内容の充實は第二義的にせられて居つた樣であったが、全國實施の目的が達成せられたので、爾後は内容充實に主たる目標を置くと宣明され、(…)時局の進展とともに、少年保護事業全面の一大轉換を企圖せられ、遂に本年度より百八十度の轉換實施の素地を作られた」ことにあった(坂井1943:

⁽⁸⁵⁾ この「要綱」は、1942(昭17)年9月に「工場勞務者不良化對策」に関して司法省と厚生省が協議を行い、同年11月の「青少年工輔導對策委員會」の設置と同年12月の成案作成を経て、司法・厚生両省の共同請議に基づき、1943(昭18)年1月20日に閣議決定されている(司法保護中央機構變遷史 1943:113-114)。この要綱の全文は、少年保護8巻3号(1943年)70-73頁のほか、神田1981:382-386に収録がある。

^{(86) 「}勤労青少年輔導緊急対策要綱」が閣議決定される以前の時期においても、森山は抽象的に「國家動向に即應せる教化性と生産性」の観点から保護処分の「内容上の轉囘」を説いていた(森山1942c:46)。しかし、「勤労青少年輔導緊急対策」後は、それが短期錬成と結合され、具体的かつ明確に処遇論としても展開されたといえる。こうした議論は森山一人のものではなかった点に注意が必要である。この時期、同様の議論は、東京少年審判所長であった坂井改造(坂井 1943;坂井 1944)や小野清一郎(小野 1943)によっても展開されている。

8)。保護処分の全国施行という少年保護事業の20年来の目標が達成された後に「保護」の内容理解が重大な実務的課題となっており、戦時体制の整備とともにその内実を端的に示したのがこの「要綱」であったということになる。事実、例えば『少年保護』誌に掲載された諸論稿は、「要綱」の閣議決定以降、短期錬成一色に染められたといっても過言ではない様相を呈している。

この要綱は、特に少年工への非行対策を前面に押し出し、生産力拡充のため人的 資源を確保増強する観点から、短期錬成を処遇の中心に据えて「少年保護 | 事業を 再編した点に特徴をもっている。少年工への対応が重要視されたのは、戦時下にお いて不良行為者の大きな割合を少年工が占めていたばかりでなく、実際に時局産業 や軍需工場の労務を中心的に担っていたのが青少年工であったからである(森山 1943a: 9)。つまり、「特に産業諸部門に於ける青少年の間の不良化の蔓延を防遏 し、不良化せる青少年工を轉化して眞の阜民に還元せしむる爲に、少年保護制度の 充実强化が切實に要請せらる | のは (森山 1943a: 7-12;森山 1943c: 7)、「生産 部門における青少年の役割の重大なことは絕對的なものであつて、いまや少年の地 位は、單に次代を背負ふといふが如き生やさしいものでなく、成人達と共に現代を 背負つてゐる | (森山 1943c: 6 - 7 ;森山 1943b:10) がゆえのことであった。こ こで青少年は「公器的の存在」として社会や国との関係で把握されるべき存在と位 置づけられる。この立場からすれば、懲治主義から感化主義を経て教育主義に至っ た少年法や矯正院法の背後にある個人主義や自由主義は、「少年が社會とどう云ふ關 係にあり、國家の進展とどう云ふ深い關係があるか、さう云ふやうなことには重き を置かな | いがゆえに否定されなければならない(森山 1943b:11-12)。森山によ れば、少年法は「當時に於ける博愛的自由主義思想を背景として生まれた關係上、 其の規定には我國傳統の美風たる國體的家族主義的顧慮が缺けて居しる(森山 1942 b:11)。ここで「所謂慈母的の色彩のみが强く滲み出て嚴父的の色彩は隠されてゐ た | 「温情主義 | (森山 1943b:12)や、「たゞ温かく、優しくして、少年を導いて行 かうといふ行き方 | (森山 1943d:20) は超克すべきものととらえられたのであっ た。

以上のように、「少年を孤立した存在としてではなく、國家との相關々係に於て考 へる立場」からは、「最早や過去の個人主義的自由主義的思想は其の残滓をさへも認 められない」ものとされた(森山 1943a:13)。ここで、その象徴として引き合いに出されるのが、すでに国民学校令において明瞭に現れていた皇民錬成であった。これに範をとる少年保護事業の「百八十度の大轉回」は、原則的な施設収容とそこでの原則 2 ヶ月間の短期錬成を核とした。なぜ転換の基軸が「短期」の錬成であったのか。森山によれば、その理由は、「不良行爲或は犯罪行為をなした少年を、長い期間に亘つて少年保護團體や矯正院に置いたのでは、それは決戰下の生産力擴充その他の部門に對して申譯がない、出來るだけ短期間に之が訓練を爲して早めに國家の要請する重要方面に廻さなければならない」(森山 1943b:13)ことにあった。

こうした少年司法政策の「百八十度の大轉回」により、「從來は本人の不良性の程度を殆ど唯一の基準とした」保護処分選択の基準に、「勞務動員に對する適格の有無」が付け加えられた。すなわち、「對象たる少年の性情境遇等に適應して矯正改善の目的を速やかに達成し得べき保護處分を選ぶべきことは勿論であるが、同時に其の保護處分をして國家の要請特に戰力増強の要請に即應せしむることを期せなければならない」ものとされた(森山 1944:68、86)。その上で、「短期高度の集團錬成」を施す目的から、「保護處分の選擇に當つては、本人を整備せる施設に收容して相當期間充實せる錬成を施すことを處分選擇の原則と爲すべき」こととされ、「すべての事件につき原則的に、斯かる短期錬成を實施せる矯正院への送致、又は短期錬成を實施せる保護團體への委託の處分が、優先的に採擇せられねばならない」ものとされた(森山 1944:87)。

この原則矯正院送致・少年保護団体委託や短期錬成の方針は、少年司法制度の入口においては、「早期發見主義」と「早期保護主義」の強調、通告の積極化、審判手続の簡略化、審判不開始の否定に、そしてその出口においては、保護処分変更の積極化と結びついていた。森山によれば、「先ず少年が少年審判所に参りますと、特別の場合を除き當初は概ね本人を保護者へ引渡」し、「少年が再び少年審判所へ参ると、今度は少年保護司の觀察に付する。少年がさらに不良行為を累ねると、少年保護團

⁽⁸⁷⁾ 森山においても「保護教養」が放棄されたわけではなかった。しかし、「教化」を本質とするその内実は、「一般に人間的諸能力の自由なる啓發や、恣意的目標に向かつての陶冶の如きものであってはならないのであって、ひたぶるに少年を忠良なる臣民に化するといふ意味に於ての教化でなければなら」ず、観念にとどまらずに「挺身奉公を實踐せしむることにあらねばならない」(森山 1944:64-66) ものとされた。

體へ廻し、二三度保護團體を巡つた後で、いよいよ少年院へ送致される」という従 来の「温情主義」(森山 1943d:24-25) は改められねばならず、「不良性の徴候が見 えた場合に於てはその瞬間に抑へなければなら | ない(森山 1943b:13-14)。医師 を含めた専門職員を擁して処遇環境を整えているにもかかわらず、国立の矯正院収 容後の予後が悪くなっていることも、この段階的な処遇選択に帰責された(森山 1943d:24-25;森山 1943b:13)。原則的な矯正院送致·少年保護団体委託は、この 観点からも正当化が図られたのである。そして、この短期錬成を軸とする「早期の 保護 |のために通告には高い価値が与えられ、「當局に於ては特に少年審判所の外廊 組織として少年保護相談所を設置し、これに依つて不良の性情ある少年の早期發見 と通告の促進とに資することとし たのであった (森山 1944:78)。また、この原 則矯正院送致・少年保護団体委託、短期錬成の前提からは、「審判の手續は處分の適 正に支障を來たさざる限り之を簡素且つ迅速ならしむるの必要 | (森山 1944:93) があるとされる一方で、「早期適正の保護を以て生命とすべき少年審判所が、不良性 微弱の理由を以て保護の開始を回避することは相当でな「く、「全部審判の理想を以 て進まなければならない|(森山 1944:95)ものとされた。さらに、保護処分の変 更は、矯正院送致・少年保護団体委託が原則化されたことにより、短期錬成後の個 別的な調整の役割、さらには継続輔導の道具の役目を担うことになり、「短期錬成主 義の下に於ける保護處分運用の中樞的事項となるに至った | (少年審判所長・保護観 察所長•矯正院長會同(昭18•6)1943:12「森山保護課長指示事項〕;森山 1944: 100)

このように、戦時体制下において短期錬成を鎹として軍事政策、労働政策と直結 された少年保護政策は、原則矯正院送致・少年保護団体委託を軸として、少年司法 制度のあり方全体を体系的に塗り替え、なおかつ内在的な論理的連関をもって展開

⁽⁸⁸⁾ 日本少年保護協会が少年保護制度の啓蒙のために公刊していた『少年保護のしるべ』が1938 (昭 13) 年の時点で少年保護事業への一般人の協力方法として通告に言及し、次のように述べていることは、「要綱」による通告の位置づけの急激な変化を知る上で重要である。「若しも我が子の行状について心配なことがあつたら、その事を少年審判所に通知して、保護善導を依頼すればよいのです。そうすれば少年審判所では、経對秘密に、もちろん無料で、御相談に應じます。そして前に掲げたやうな保護處分によつて善導の方法を講ずるのです」(日本少年保護協會 1938:34)。なお、1931 (昭 6) 年刊行の東京少年審判所『保護の志るペ』(東京少年審判所 1931)と1933 (昭 8)年刊行の日本少年保護協会による同名の刊行物(日本少年保護協會 1933)には、通告に関する記述はみられない。旧少年法の通告制度が、保護処分への一事不再理効の付与と結びついており、そのことが保護処分の全国実施のために強調されたことは、後述する。

されたといえる。確かに、「少年保護機構の役割の変化は、少年保護の理論と離れて、あるいはそれを無視して強引に外から持ちこまれたというわけではな」く、「この時代の少年保護運動 (…) を保護主義のうえで正当化し、推進する理論が存在した」 (守屋 1977:142) のである。

(b) 少年司法運営の変化と転換の受容

このように「銃後に於ける戰争」としての少年保護事業の把握(森山 1943d:32)は、当然のことながら、少年審判所における制度運営にも顕著に影響を与えるものであった。少年法が「全国施行」された1942(昭17)年に357にすぎなかった矯正院送致人員は、1944(昭19)年には2733に増加している(近代的展開 1984:404-405;安形 2005b:180-181 [初出:安形 1996];倉持 2010:7)。また、1942(昭17)年から1944年(昭19)年までの間に、少年審判所の事件新受理数は、31216から36003へと増加した。その内訳として、「認知」によるものが4285から1647に減少しているのに対し、「通告」によるものは1605から5310に増加した。その反面、審判不開始の件数と受理総数中のその割合は著しく減少している。森山によれば、「従來(…)甚だ遺憾とする所であった」、「不良性輕微」を理由とする審判不開始は、1938(昭13)年に総受理件数の63%だったものが、1939(昭14)年には56%、1940(昭15)年には50%、1941(昭16)年には35%、1942(昭17)年には22%と「好成績を示し、所犯輕微を理由とする審判不開始は殆ど其の影を潜むるに至」ったのであった(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭18・6)1943:7 [森山保護課長指示事項];なお森山 1944:95も参照)。

挺身奉公の思想に支えられた短期錬成を核とする少年保護事業の「百八十度の大轉回」は、少年審判所、矯正院のみならず少年保護団体の運営においても、程度の 差や積極・消極の違いこそあれ、結果的には受け容れられていたといえる。

東京少年審判所長であった坂井改造は、保護処分の全国実施後の「指導原理」のあり方を、「如何なる精神で保護指導を爲すべきか、即ち强くやるべきか弱くやるべきか」という形で問い、森山と同様に次のような認識を示している。すなわち、「元來少年法は自由主義的思想の時代に發布施行せられたものである關係上、從来の保護方法は國家が積極的に行ふといふよりも、宗教家や篤志家が止むに止まれぬ切實

な考からやつて居つた個人主義的慈善主義的なものであつたが、自由主義的個人主義的思想の容認せられない現今に於ては少年保護の領域からも此自由主義的の殘滓を一切拂拭し、强く之を行はねばならない」(坂井 1943:9)、と。この認識の上で、坂井は、「所謂保護少年に皇國民としての錬成を加へる方法によってやって行かねばならぬ」ことを説き(坂井 1943:9)、少年施設内外において錬成が効果を上げるために必要となる方策を講じたのであった(坂井 1944)。

他方、この時期、1940(昭15)年10月から大阪少年審判所の第6代目所長の席にあった安井榮三は、錬成を「鍍金」に見立て、「短期」錬成の有効性に戸惑いを滲ませる文章を残している(安井 1944)。また、篠崎正、瀬戸格に続き1941(昭16)年5月から名古屋少年審判所の第3代目の所長となった木下由兵衛は、政策の受け皿に課題があることを窺わせる文章を残しており、少年保護団体に収容される学生が退学などの処分を受ることでその前途に多大な支障が生じるおそれがあり、学生のみを収容する少年保護団体が必要であることを説いている(木下 1943)。しかしながら、安井の躊躇の前提には、「曾ての智育偏重の教育は、今や小國民の錬成へと變じつゝある」時勢において、「我が少年保護陣營にも、新しき喇叭の音を吹奏せねばならぬ」という考えがあり(1941:「序」)、錬成やそれを支える理念が否定されたわけではなかった。また、木下の困惑には、「不良学生」の増加という観点から「相も變らぬ保護處分も繰り返へして居たのでは、時勢に取り残される」という懸念が、土台となっていた(木下 1943:11)。

矯正院関係者はどうであったろうか。「過去の(在院期間である――引用者)二年 三年がただの二ヶ月になり、この短期間に於て心身の錬成をみつちりやり直ちに軍 需工場へ産業戰士として挺身させる」(永井 1943:60)という「短期錬成保護」が、 従前の「長期保護」との違いという点で矯正院長の職にあった者たちに戸惑いをも

⁽⁸⁹⁾ 安井は「二ヶ月間の短期間に如何に嚴格な錬成を施したとしても何年か野生のまゝに育つて來た者の性情を真に直に清浄無垢たらしめる譯には行かない」ものの、「これは保護少年の錬成のみではなく、あらゆる錬成にもさう云へる場合があ」るのであり、「たゞその鍍金が完全に出來たかどうか。いつまで光を保つだらうかゞ問題」であるという(安井 1944:26)。

⁽⁹⁹⁾ 安井は、前任者の松井に次いで、大阪少年審判所が刊行していた『少年保護年報』の12回(1940(昭 15)年)版の「序」において次のように述べてもいる。「皇國日本の將來を双肩に擔ふ青少年の一員たる保護少年をして、眞に日本臣民たるの自信を確持せしむることは、吾等の職域奉公の最たるものである。少年保護の重要性が存する所以でもある」。「曾ての「資本の爲の」或は「資本に對する」勞働は今や皇國民の責務たる勤勞と化したのである。曾ての智育偏重の教育は、今や小國民の鎮成へと變じつゝある。此の時、我が少年保護陣營にも、新しき喇叭の音を吹奏せねばならぬ」(大阪少年審判所 1941)。

たらしたことは事実であったといえる。少年審判官を務めた後に多摩少年院長を務めた古岩井久平は、安井と同様に「僅か二ヶ月の短期に於て基礎錬成を加へ、少年を出院させると云ふことは、實に思ひ切つた改革」であり、「矯正院の使命は生産を目的とする産業施設ではない」と述べている。しかし、その上で古岩井は、「皇國臣民として恥しからぬ心身の基礎錬成」に着目し、「『短期錬成』と言ふ樣な時局向き、乃至は便宜向き的な言葉を以て言ひ現はされて居るが、これは實は矯正院の當にあるべき本來の姿を現はしたもの」(古岩井 1935:7)であるとして、視点を転じて従前の矯正院処遇の理念と短期錬成のそれとを整合的に理解したのであった。旧少年法施行直後の時期から専任の少年保護司として活動し、戦中期に矯正院長の席にあった徳永憲淳と前田偉男も「遂行上の艱難」(徳永 1944:17)があることを滲ませながらも、少年の「選定」方法や指導方法に工夫をすることで、集団教育の形態をとる短期錬成と矯正院における処遇が拠ってきた「個別指導」の折り合いをつける方策を講じ、結果としては「短期錬成処遇」を受け容れたのであった(前田 1943:34-35;徳永 1944:17-18)。

少年保護事業においては一般保護の分野よりも早く1937 (昭12) 年から推進されたといわれる、保護の対象となった者を「國家の人的資源として錬成し皇民として活かす」という指導方針は、少年保護団体にも当然に妥当するものとされた。『司法保護事業年鑑』の1940 (昭15) 年版は、「国民精神總動員運動に於ける少年保護事業の任務は銃後國内治安の維持、人的資源の確保の爲國策の線に沿ふことの重大なる意義を有するのである。殊に少年保護事業の中樞機關であり、民間に委ねられた少年保護團體は直接保護少年の指導を預かるのであるから其の任務は重」く(強調傍点引用者)、「保護少年の指導實施目標は國力の伸張に卽應したるものでなければならぬ」と説いた上で、「保護少年の體位の向上」、「陸海軍現役志願の勸獎」、「大陸進

⁽⁹¹⁾ 同時期に、齋藤進は、「短期」錬成の効果や適合性に慎重な態度を留保しながらも、「「本精神の 體得と實踐發揚」に力め「皇國民臣道の自覚を振起」せしめ、一死殉國の「强靭なる皇民勤勞精神」 の滋養」を目指す錬成と矯正院における処遇を整合させて理解している(齋藤進 1943:21-25)。 そこでは、「教育には時代の要請に應へなければならない任務がある」という前提理解があり、そうであるがゆえに、教育を本質とする矯正院における処遇が錬成と整合しうると理解されたといえる。

⁽⁹²⁾ その他、浪速少年院と広島少年院における短期錬成を伝えるものとして、それぞれ、入澤 1943、 廣島少年院 1943を参照。少年保護司の視点から錬成をみたものとして、服部 1943、竹内 1943、 菊岡 1943を参照。なおこの時期、心理的な側面に着目して、錬成を「科学的」にみた議論として、 参照、平尾 1944。この時代において、「科学主義」が必ずしも短期錬成処遇の歯止めとなったわけ ではないことが窺われる。

出(滿蒙開拓義勇軍への参加或は移民として)」、「職業指導」、「少女の家庭生成援護」という目標を掲げている(司法保護事業年鑑(昭15)1940:266-269)。「少年の取扱ひを一變しまして、少年審判所が事件の受理をしました場合には、若干の例外は除きまして、當初から少年院へ送致する。(…)かくして飜然として良心に目覚めた少年を民間の保護團體へ送る」(森山 1943d:25)。「少年保護團體にしても、或は少年院にしても、單純な知識技能を教ふる所でなくして、本當の人間に作り直す、人間を錬り直す、錬成道場としての使命と實質を持たねばならぬと思ふ」(森山 1943d:22)。当初より矯正院の代替的・補充的機能を果たしてきた少年保護団体は、原則施設収容処分の拡大を政策の柱とする「勤労青少年輔導緊急対策要綱」を受け、矯正院に対するものと同様に、錬成という観点からさらに積極的な位置づけを与えられたといえる。

挺身奉公の思想に支えられた短期錬成は、組織面において矯正院と同様に少年保護団体に対して期待されたばかりでなく、そこにおいて受容もされたといえる。大阪において共善会の運営に携わった片岡説賢は、少年保護団体における「指導者としての心得」として、「司法保護委員執務規範」(昭和14年9月29日司法省訓令第2号)や「少年保護司執務心得」で示されるような役割像に範を求め、それを具体的に、「大阪少年審判所から時局に卽應して三大方針(軍事志願、産業戰士の要請〔、〕大陸進出)の下に少年を指導せよとの違示があつたに付我々團體關係者は努めてその主旨を遵法して少年を訓育する外、出征兵士の見送り、国防獻金、神社巡拝拜、

第)そのため、「少年審判所に於ては少年保護團體をして必ず計量器を備付せしめ、收容少年の健康 状態を一定の様式に依り毎月報告せしむることとなし、少年の處遇上これを重視し将来性に多大 の期待を懸けてゐる」(司法保護事業年鑑(昭15)1940:267)とされた。

⁽⁹⁴⁾ 大阪少年審判所が刊行していた『少年保護年報』の第10回分 (1938 (昭13) 年度) には、次のような記述がみられる。「時局下少年保護の三大方針の一たる滿蒙義勇軍への志願も多數ありて本年初めての試みなるに六十二名の多きに達したり然も嚴選の結果十二名をして受験せしめたるに十二名全員共合格せり。之亦我大陸政策の國策に順應したる次第にて欣快に堪へざる所なり」(1940:91)。

⁽⁹⁵⁾ 矯正院や少年保護団体がその性格を転じていく様子を、坂井は次のように描写している。「昭和十八年(…)、先ず初めに國立たる全國の矯正院の大部分をして、從前の保護團體的の形態を脱し、二ヶ月の短期錬成道場に變換せしめ、(…) 矯正院以外の保護團體も、大體右の方針の下に進む様に之が變換の具體化に着々進んで居る」(坂井 1943:10)。

⁽⁹⁶⁾ 片岡は、「司法保護委員執務規範」が司法保護委員に対し「自ら修養に力めて品位を高め身を以て人を率あるの心掛けを有すると共に國體の本義を辯へ國策の動向と社會の推移とに留意してよく此れを認識し指導者として常に社會人よりも一歩進んだ理念と實行力とを保有すべく自覺もし又努力もせねばならぬこと」を求めていると理解するとともに、「少年保護司執務心得」が少年保護司に対し「善良ナル師友トシテ少年ヲ指導訓諭」すべきことを求めていることを拠り所としていた。前者の理解は「司法保護委員執務規範」の2条から4条(司法保護事業法規類聚1942:603)に基づいていたといえる。

慰靈祭及祈願會の開催、慰問文品の發送、勤勞奉仕、防空訓練、訓示教練等を行ひ、少年の時局認識に努めつゝあるが如き」(片岡 1941a:93。[〕内は引用者が補った)ものと敷衍している。また、星華学校を設立し日本の少年保護団体の先駆けとなった竹内道拙は、短期錬成に関連して議論の俎上に載せられることが多かった指導者のあり方の問題を意識してか、次のように少年保護団体における短期錬成のあり方を具体化している。「少年保護が決戦下に、必勝不敗の態勢を强化し、爲に必要なる轉換を敢行したからには事業本來の使命に鑑み、之を誤りなく認識して、何かしら這間に横はる、自慰的な錯覚を是正してゆかなければならない」(竹内 1943:39)。民間人の経営による点で矯正院とは区別されながらも、戦中期に示された教育の変化は、少年保護団体においても受容されたといえる。

(5) 小括

旧少年法は、その制定過程において参与員制度の採用を見送りながらも、少年保護司と少年保護団体の制度をもつことによって、福祉的な機構の面で民主的な契機を担保しうる仕組みをもっていたといえる。そして、この少年保護司や少年保護団体の制度運用とそれを支えた考えには、殊に1930年代半ばまでは、戦後におけるソーシャル・ケースワーク思想の展開を予感させるような、いくつかの先進的な見解や実践をみることができる。

しかし、例えば1933(昭 8)年 5 月には、少年保護団体の活動を「適切且つ强力ならしむる爲」、「少年審判所長に令して少年保護團體視察要綱を指示し且つ團體職員の採用を審判所長に協議せしむ」ことが行われていたことからも窺われるように(司法保護中央機構變遷史 1943:105)、これらの制度は民主的な契機の保持ではなく、効率的な国家的統制の色彩、いわば民間人を用いた上からの統制の色彩を強くもっていたといえる。特に、「国家における制度的・財政的不備を補うために、民間の篤志家や慈善団体、宗教団体を組織して国家が必要とする対策を肩替りさせ、後になってその成果を再び国家的な制度に取り入れていく」(守屋 1977:101-104)という日本の刑事政策の典型ともとらえられる少年保護団体と国家との距離は、戦中

⁽⁹⁷⁾ 指導者の「適確」性の問題を指摘するものとして、例えば、坂井ほか 1943:56 [乘富発言] を 参照。

期においては極めて密であり、「少年保護」の変容に歯止めを準備するものではなく、 むしろそれをそのまま受容するものであった。

このようにみるとき、元々強固ではない社会的基盤の上で少年保護制度と処遇環境の整備が進められる過程において、国家的な統制に馴染み、保護処分の担い手として組み込みやすい嘱託保護司や少年保護団体に目が向けられる反面で、それと同様の視線が附添人制度には注がれなかったことは、むしろ自然な成行きであったといえる。また、不処分制度が存在しなかったことにみられるように、旧少年法下では審判手続が保護処分賦課と直結しており、この意味で、手続は実体的な処分決定に従属していた。この基本構造の下では、手続過程そのものへの関心が高まることは難しく、終局決定である保護処分と関係しない限り、社会の中の民間人を手続に関与させるという視点は醸成されにくいものであったともいえる。戦前・戦中期において、附添人の制度や役割に関する議論が多くなかったということは、こうした「少年保護」のあり方を逆照射している。

⁽⁹⁸⁾ 第5回の少年審判所長矯正院長会同 (1933 (昭8) 年4月) において「嘱託保護司ノ指導監督整理方法ニ關スル件」と「少年保護團體監督ノ準則ヲ定ムルノ件」が、第6回 (1936 (昭11) 年7月)では「嘱託少年保護司ニ対スル指導統制方法如何」と「少年保護團體ノ指導監督ニ關スル準則制定ノ可否」が協議事項とされている(司法保護事業年鑑(昭15) 1940:123、126)。また第9回の少年審判所長保護観察所長矯正院長会同 (1940 (昭15) 年5月)では、「嘱託保護司に適材を得る」ことが答申に盛り込まれている(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭15) 1940:297)。第10回 (1941 (昭16) 年5月)と第11回 (1942 (昭17) 年4月)の司会同では「保護關係機関ノ人事刷新ニ關スル事項」が協議事項とされている(少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭17・7)1942:22;少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭17・7)1942:18)。第11回会同において「時局ニ鑑ミ少年保護從事者ノ指導錬成ヲ強化スベキ方策如何」が議論されているように、戦時体制の整備が進むほどに、嘱託少年保護可や少年保護団体に対する統制は強化されたとみることができる。

【参照文献】

C生 (1931)「リッチモンド (Richmond) の社會診斷學 (Social Diagnosis) と少年保護の問題」徳 風 2 号56-60頁

秋山 要 (1942) 「思ひ出を語る」 少年保護 7 巻 1 号25-26頁

安形静男(1996)「司法保護事業の進展――昭和前期における拡充と少年保護――更生保護史考8」 犯罪と非行107号169-187頁

---- (2005b) 『社会内処遇の形成と展開』日本更生保護協会

入澤壽夫 (1943)「浪速少年院短期錬成記――錬成に突入して――」少年保護 8 巻 8 号26-33頁

岩村通世=金澤次郎=太田秀穂=小川恂藏=山岡萬之助=秋山要=泉二新熊=鈴木賀一郎=森山武 市郎=大竹武七郎(1936)「「座談会」少年法を語る」少年保護 1 巻 4 号2-46頁

岩村通世伝刊行会(1970)『岩村通世伝』岩村通世伝刊行会

植田粂三郎(1926)「少年法の運用と其実際」法曹公論30巻2号36-46頁

---- (1928)「少年法の大綱」少年保護婦人協会編『少年保護の法理と實際』刀江書院53-142

頁

内丸 廉 (1935) 「涙」徳風 6 巻11号10-20頁

----(1936)「審判の開始について(下)」少年保護1巻3号19-28頁

----- (1953)「遠路重任」家庭裁判月報 5 巻 8 号52-58頁

大阪少年審判所(1930)『事業報告第三回(自大正十二年至大正十四年)』

----(1933)『事業報告第四回(自大正十二年至昭和七年)』

——(1938a)『少年保護年報第八回(昭和十一年)』

——(1938b)『少年保護年報第九回(昭和十二年)』

——(1940)『少年保護年報第十回(昭和十三年)』

一(1941)『少年保護年報第十二回(昭和十五年)』

大場茂馬 (1915)「少年裁判法制定の必要」法律新聞1012号9-10頁

小野清一郎(1943)「決戰體制下における少年保護について|少年保護8巻4号30-33頁

片岡説賢(1941a)「少年保護團體の經營(一)」少年保護6巻6号90-95頁

----- (1941b) 「少年保護團體の經營 (二)」少年保護 6 巻 7 号90-95頁

(1941c)「少年保護團體の經營(終)」少年保護6巻8号84-88頁

神田文人編(1981)『資料日本現代史第7巻 産業報国運動』大月書店

菊岡昌平(1943)「錬成に參加して」少年保護8巻4号70-73頁

木下由兵衞(1943)「短期錬成と學生生徒の場合」少年保護8巻3号10-17頁

倉持史朗 (2010)「解説」二井仁美=倉持史朗編『子どもの人権問題資料集成戦前編第7巻』1-8頁 来栖宗孝 (1999)「少年鑑別所の30年を振り返って」『少年鑑別所50年の歩み』矯正協会67-79頁[初 出:北海道矯正第17号 (1979年)]

古岩井久平 (1943) 「短期錬成への轉進 | 少年保護 8 巻 5 号6-10頁

弘誠園 (1936)「少年保護團體における職業指導の實際」少年保護 1 巻 5 号59-61頁

古谷新太郎(1933a)「我等の保護團體(一)」我か子5巻8号2-6頁

--- (1933b)「我等の保護團體(二)」我か子 5 巻 9 号2-10頁

-----(1933c)「我等の保護團體(三)」我か子 5 巻10号2-7頁

小西暁和 (2009)「大正11年少年法における「虞犯少年」規定とその運用」比較法制研究32号29-57頁 小山乙若丸 (1933)「少年保護團體の經營」真宗大谷派宗務所社會課編『第四回大谷派少年保護事業 講習会講演集』真宗大谷派宗務所社會課167-184頁

-----(1936)「少年保護團體の諸問題」少年保護1巻1号79-82頁

- 税所篤郎 (1999)「少年鑑別所40年の歴史」『少年鑑別所50年の歩み』矯正協会103-130頁[初出:犯 罪と非行第81号 (1989年)]
- 齋藤 進(1943)「矯正教育の理念――主として矯正院に於ける――」少年保護 8 巻 3 号21-25頁
- 斎藤正人(1983)「家庭裁判所調査官の歴史(その1)」調研紀要43号1-18頁
- 坂井改造=鈴木舜一=乘富丈夫=佐藤正義=石井俊瑞=森山武市郎=大澤一郎=野中光治=大坪與 一=池田尚夫(1943)「勤勞青少年不良化防止研究座談會(上)」少年保護 8 巻 4 号48-62頁
- 坂井改造(1943)「少年工の輔導對策について」少年保護8巻4号8-13頁
- -----(1944)「轉換期の少年保護|『司法輔導』5-9頁
- 坂田 仁 (1960)「舊少年法における保護處分について」法学研究33巻 4 号46-64頁
- 阪元不二男 (1938)「保護處分を如何に生かすか」少年保護 3 巻 3 号6-19頁
- 佐藤昌彦(1953)「少年の非行の数と質――大正十二年から昭和二十六年に至る間の事件の概観――」 家庭裁判月報 5 巻 8 号1-46頁
- 鹽野季彦=長島毅=大森洪太=池田寅次郎=泉二新熊=皆川治廣=吉益俊次=岩村通世=徳永榮 吉=大谷尊由=石井豊一郎=小林錡=山田わか=阿部眞之介=西村公明=濱本浩=光行次郎=森 山武市郎=鈴木賀一郎 (1937)「少年法公布十五周年記念少年保護座談會」少年保護 2 巻15号22-58 頁
- 司法省(1939)『司法沿革誌』法曹会(=司法沿革誌)
- 司法省保護課(1933)『司法保護法規類聚』日本少年保護協會(=司法保護法規類聚)
- 司法省保護局(1942)『司法保護事業法規類聚』(=司法保護事業法規類聚)
- 司法大臣官房保護課(1938)『少年審判所長保護観察所長矯正院長會同議事録(昭和十三年十月七・八日)司法保護資料第十六輯(昭和十三年十一月)』(=少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭13))
- (1939)『少年審判所長保護観察所長矯正院長會同議事録(昭和十四年六月一日 -三日)司法保護資料第二十一輯(昭和十四年八月)』(=少年審判所長・保護観察所長・矯正院長 會同(昭14))
- (1940)『少年審判所長保護観察所長矯正院長會同議事録(昭和十五年五月十六日-十八日)司法保護資料第二十二輯(昭和十五年九月)』(=少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭15))
- ------(1942)『少年審判所長矯正院長會同議事録(昭和十七年四月二十三日-二十四日)司法保護資料第三十輯(昭和十七年十月)』(=少年審判所長・矯正院長會同(昭17・4))
- (1942)『少年審判所長保護観察所長矯正院長會同議事録(昭和十七年五月十九日-二十一日)司法保護資料第二十七輯(昭和十七年七月)』(=少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭17・7))
- (1942)『少年審判所長保護観察所長矯正院長會同議事録(昭和十七年四月二十 三日-二十四日)司法保護資料第三十輯(昭和十七年十月)』(=少年審判所長・保護観察所長・矯 正院長會同(昭17・10))
- 末永 清(1999)「少年鑑別所の50年の軌跡と展望」『少年鑑別所50年の歩み』矯正協会131-161頁[初出:犯罪と非行第119号(1999年)]
- 鈴木賀一郎(1933)「少年審判の實際」真宗大谷派宗務所社會課編『第四回大谷派少年保護事業講習 会講演集』真宗大谷派宗務所社會課49-82頁
- -----(1934)「少年審判所十年の展望」法律時報 6 巻 2 号20-26頁
- -----(1935a)「少年個性指導の一方法」徳風 6 巻 7 号2-9頁
- ----(1935b)「少年審判所の展望|日本少年保護協会東京支部編『東京少年審判所十年史』日

本少年保護協会東京支部276-299頁 ---- (1936)「少年保護の爲めに」少年保護 1 巻 1 号12-16頁 大濱 隆(1912a)「京都不良少年救治策(上)」法律新聞813号5-7頁 -----(1912b)「京都不良少年救治策(下)」法律新聞814号5-7頁 高林孝志(1990a)「少年保護司・宮崎識榮保護観察記録――その一――」千葉県社會事業史研究17号 ----- (1990b) 「少年保護司・宮崎識榮保護観察記録---その二---| 千葉県社會事業史研究18号 65-81頁 竹内茂雄(1943)「錬成指導に就いて」少年保護8巻4号14-17頁 竹内道拙(1937)「少年保護團體是正への道」保護時報21巻1号38-48頁 ——— (1943)「決戦下における保護團體の特殊錬成考」少年保護 8 巻 8 号39-42頁 谷田三郎(1920)「少年法に就て | 法曹記事30巻11号35-46頁(=谷田・少年法 [法]①) 「本稿(1)(法 政研究78巻2号) においては「谷田 1920a」として表記】 -(1921)「少年法に就て」法曹記事31巻 3 号1-28頁(=谷田・少年法「法]④) (1921)「少年法に就て」法曹記事31巻4号1-18頁(=谷田・少年法「法](5)) ---- (1920)「少年法に就て」監獄協會雑誌33巻10号1-18頁(=谷田•少年法[監]①)[本稿(1) (法政研究78巻2号) においては「谷田 1920b | として表記] - (1921)「少年法に就て」監獄協會雑誌34巻3号61-83頁(=谷田・少年法「監]⑤) ---- (1921)「少年法に就て|監獄協會雑誌34巻4号1-13頁(=谷田・少年法「監]⑥)「本稿(1) (法政研究78巻2号) においては「谷田 1921c | として表記] ―――(1922)「少年法に就て|大日本仏教慈善會財團編『社會事業研究所講義録』397-414頁 田宮 裕=廣瀬健二編(2009)『注釈少年法「第3版]』有斐閣 崔 鍾植(2005)「韓国における少年司法の歴史」法政研究71巻3号533-574頁 辻 三省(1932)「嘱託少年保護司に對する一、二の希望|我か子4巻12号15-20頁 東京少年審判所(1927)『集計表自大正十二年至大正十五年』 -----(1931) 『保護の志るべ』東京少年審判所 東福義雄(1935a)「要護少年の指導と宗教々育の立場」徳風12号20-29頁 -----(1935b)「少年保護團體の多面的機能に關する考察|徳風6巻9号15-25頁 徳永憲淳(1933)「少年保護司の執務」眞宗大谷派宗務所社會課編『第四回大谷派少年保護事業講習 会講演集』真宗大谷派宗務所社會課137-166頁 (1941a) 「問題の少年を暖く導く少年保護司とは」少年保護6巻2号56-57頁 (1944)「短期錬成所感」司法輔導9巻4号16-19、25頁 内藤文質 (1942) 「少年保護研究所の設置 | 少年保護 7 巻 2 号133-135頁 永井與吉郎(1943)「錬成問答短期錬成の實際(多摩少年院)|少年保護8巻5号60-70頁 中川衛=内藤文質=平尾靖=菊池省三=北沢治雄=大浜英子(1971)「座談会少年法50年を回顧して」 ケース研究126号2-25頁 中川 衛 (1942)「新しき發展 | 少年保護 7 巻 2 号30-33頁 永田三郎(1930)「少年法講義(續)(十)|我か子2巻3号36-39頁(=永田・講義⑩) ----- (1930)「少年法講義(續)(十一)」我か子 2 巻 8 号65-72頁(=永田・講義⑪) 名古屋少年審判所瀬戸少年院開所祝賀協賛會(1934)『名古屋少年審判所瀬戸少年院開所記念誌』「二 井仁美=倉持史朗編『編集復刻版子どもの人権問題資料集成戦前編第7巻』(2010年) 不二出版 190-210頁] 日本少年保護協會(1933)『保護の志るべ』日本少年保護協會 ―――(1938)『少年保護のしるべ――子女の不良化をどうするか――「改訂版]』日本保 護協會 橋本雪英(1932a)「少年保護の實際に就て|我か子4巻6号10-15頁

| (1932b)「少年保護の實際に就て」我か子 4 巻 7 号6-14頁 |
|---|
| (1932c)「少年保護の實際に就て」我か子 4 巻 9 号6-14頁 |
| (1932d) 「少年保護の實際に就て」我か子 4 巻10号12-17頁 |
| (1932e)「少年保護の實際に就て」我か子 4 巻11号12-17頁 |
| 服部儀一 (1943) 「特殊錬成の實例」 少年保護 8 巻 3 号18-20頁 |
| 原 胤昭(1914)「微罪釋放青少年の保護一班」法律新聞964号5-7頁 |
| = |
| 菱川憲正(1916a)「少年犯罪救治策(上)」法律新聞1078号5-7頁 |
| (1916b)「少年犯罪救治策(下)」法律新聞1079号4-5頁 |
| 平尾 靖 (1944)「錬成の心理と論理――特に青少年を對象として――」『司法輔導』9-23頁 |
| 廣島少年院(1943)「當院における錬成」少年保護 8 巻 6 号43-47頁 |
| 福島一郎(1918a)「少年裁判法制定に就て(一)」法律新聞1433号4-5頁 |
| (1918b)「少年裁判法制定に就て(二)」法律新聞1434号5-7頁 |
| 藤村成助(1933)「少年の保護調査に付て」我か子 5 巻 9 号22頁 |
| 不破清警(1923)「少年法は宜しく消念法たるべし」法律新聞2080号3-4頁 |
| 前田偉男(1923)「審判前の調査を論ず」輔成会会報 7 巻 5 号8-13頁 |
| (1924)「審判前の調査を論ず」輔成会会報 8 巻 2 号13-18頁 |
| (1933)「觀察について」徳風 5 号25-35頁 |
| (1935)「委託保護に關する私見」徳風12号12-19頁 |
| (1943)「日記の意義とその指導」『少年保護』26-35頁 |
| (1959)「旧少年法時代の思出」ケース研究特大号24-35頁 |
| 松井善一(1940)「少年保護に付て」大阪司法保護委員會編『司法保護委員實務講習會講演集第1回』 |
| 35-65頁 |
| 宮城長五郎(1935)「實施回顧」日本少年保護協会東京支部編『東京少年審判所十年史』日本少年保 |
| 護協会東京支部322-331頁 |
| (1936a)「嘱託少年保護司の出來るまで反古の見直し (四)」保護時報20巻 9 号26-40頁 |
| (1936b)「樂屋噺・少年教化團體の三態様反古の見直し(五)」保護時報20巻10号19-28,55 |
| 頁 |
| 村上一博(1996)「日本近代の在野法曹とその評伝」『日本法曹界人物事典別巻〔解説・人名索引〕』 |
| ゆまに書房43-77頁 |
| 泉二新熊(1922)「少年法の通過に際して(完)」法律及政治 1 巻 2 号32-48頁 |
| (1923)「少年法の施行に際して」法曹会雑誌 1 巻 1 号96-131頁 |
| (1934)「少年法の使命遂行」徳風 8 号6-17頁 |
| 森田宗一(1989)「少年法制定過程覚え書③立法の問題点と新少年法の要点」ジュリスト937号68-69 |
| 頁 |
| ──── (1991)『砕けたる心 青少年明暗五○年 下』信山社 |
| 守屋克彦(1977)『少年の非行と教育――少年法制の歴史と現状――』勁草書房 |
| (1998) 『現代の非行と少年審判』 勁草書房 |
| 森山武市郎(1938)『少年法』日本評論社 |
| (1940)「少年保護事業の再編成」少年保護 5 巻 1 号35-45頁 |
| (1942a)「保護處分全國実施實施に際して」少年保護 7 巻 1 号6-12頁 |
| (1942b)「少年保護事業の再出發」少年保護 7 巻 4 号10-12頁 |
| (1942c)「少年保護制度の現状と若干の問題」更生問題26巻 4 号43-49頁 |
| (1943a)「少年保護事業の戰時的使命」少年保護 8 巻 1 号6-13頁 |
| (1943b) 「勤勞青少年錬成の戰時的意義」 少年保護 8 巻 7 号3-21頁 |
| (1943d) 「動労青ツ牛輔導緊急對策の實施」少年保護 8 巻 3 号6-9頁 |
| (1943d) 「戦力増強と少年保護」司法保護協會「二井仁美=倉持史朗編『編集復刻版子ど |
| (1949年) 『我月相選とグサ床改』円伝床改励官[一井レ大=启打矢助編『編朱復列成丁と |

- もの人権問題資料集成戦前編第7巻』(2010年) 不二出版361-369頁]
- ------(1944)「少年保護制度の運用に關する諸問題」『少年法全國施行記念少年保護論集』司法 保護研究所57-123頁
- 安井榮三 (1944) 「短期錬成が第一線へ」 司法輔導 9 巻 1 号24-28、31頁
- 山岡萬之助=岩村通世=滝川秀雄=秋山 要(1957)「保護の大先輩にきく」更生保護 8 巻 2 号40-46 百
- 山岡萬之助=宮城タマヨ=前田偉男=内片孫一 (1953) 「[座談会] 少年法の今昔物語」 更生保護 4 巻 4 号4-13頁
- 山森平成(1924)「少年の犯罪に就て」丁酉倫理會倫理講演集257輯号1-18頁
- 豐島直通(1914a)「少年裁判法に就て」法律新聞980号8頁
- -----(1914b)「行刑上より見たる少年犯罪者 | 法律新聞956号
- 芳川顯雄(1929a)「米国に於けるデテンション・ホームの研究(上)|保護時報13巻12号18-25頁
- -----(1929b)「米国に於けるデテンション・ホームの研究(下)」保護時報13巻11号24-31頁
 - ----(1930)「少年審判所を中心とする社会運動」保護時報14巻 9 号40-45頁
- 「司法保護中央機構變遷史――保護課の創設から保護局の解消まで――」(1943) 少年保護 8 巻12号 100-114頁(=司法保護中央機構變遷史)
- 「少年審判所長矯正院長會同協議會特輯(昭和十八年六月七日)」(1943)少年保護 8 巻 9 号2-30頁(= 少年審判所長・保護観察所長・矯正院長會同(昭18・6))
- 『少年矯正の近代的展開』(1984) 矯正協会 (=近代的展開)